

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【事業年度】	第57期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 将志
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目7番20号
【電話番号】	(03)6271 - 8920（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 服部 聡昌
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目7番20号
【電話番号】	(03)6271 - 8920（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 服部 聡昌
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年6月29日に提出いたしました第57期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

主たる訂正内容としては、差入保証金について、回収期間の長期化を踏まえた会計上の見積りの変更にに基づき、評価方法の見直しを行ったことにより、貸倒引当金の追加計上を行うものです。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

提出会社の経営指標等

（注）2

第2 事業の状況

4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

（1） 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

お墓事業

a . 屋外墓地

b . 納骨堂

葬祭事業

財政状態の状況

資産

純資産

生産、受注及び販売の実績

c . 販売実績

（2） 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a . 売上高

b . 売上原価、売上総利益、販売費及び一般管理費及び営業利益

c . 営業外損益及び経常利益

f . 当期純利益

第5 経理の状況

2 監査証明について

1 財務諸表等

（1） 財務諸表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

キャッシュ・フロー計算書

注記事項

重要な会計方針

重要な会計上の見積り

金融商品関係

税効果会計関係

収益認識関係

セグメント情報等

1 株当たり情報

附属明細表

引当金明細表

（2） 主な資産及び負債の内容

（1） 資産の部

C 売掛金

H 長期未収入金

（3） その他

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (千円)	3,262,807	3,169,188	2,619,205	2,975,493	3,219,031
経常利益又は経常損失 (千円)	58,359	94,340	1,158,364	42,727	83,026
当期純利益又は当期純損失 (千円)	112,906	131,767	1,310,771	97,626	63,164
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,306,842	1,306,842	1,650,450	1,790,856	1,847,556
発行済株式総数 (株)	1,374,101	1,374,101	2,566,001	14,713,005	15,710,005
純資産額 (千円)	3,079,298	3,071,437	2,733,872	2,897,282	3,068,376
総資産額 (千円)	9,547,357	9,092,145	8,545,899	8,050,703	7,439,403
1株当たり純資産額 (円)	2,440.95	2,235.23	213.24	197.04	195.43
1株当たり配当額 (円)	-	30.0	10.0	-	-
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	90.36	108.04	150.61	7.20	4.15
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	4.15
自己資本比率 (%)	32.2	33.7	31.9	35.9	41.2
自己資本利益率 (%)	3.5	4.2	45.4	3.4	2.1
株価収益率 (倍)	-	11.07	-	-	26.70
配当性向 (%)	-	27.7	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	239,723	250,390	128,234	336,859	339,678
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	471,780	328,915	662,909	180,995	280,525
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	191,998	488,980	633,152	521,761	663,151
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	890,093	980,418	1,078,895	712,999	670,051
従業員数 (人)	115	112	103	97	102
(外、平均臨時雇用者数) (人)	(72)	(71)	(67)	(74)	(67)
株主総利回り (%)	43.5	52.3	76.2	50.8	44.4
(比較指標：TOPIX東証株価指数) (%)	(95.0)	(85.9)	(122.2)	(63.8)	(107.9)
最高株価 (円)	1,717	1,582	265	340	132
			(1,374)		
最低株価 (円)	632	660	238	105	109
			(727)		

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
第55期及び第56期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第53期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在していないため記載しておりません。
3. 「持分法を適用した場合の投資利益」については、子会社及び関連会社がないため、記載しておりません。
4. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第55期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。なお、第55期の1株当たり配当額につきましては、株式分割前の金額を記載しております。また、第55期の株価については、株式分割による権利落ち後の最高株価及び最低株価を示しており、()に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
5. 第53期、第56期及び第57期の1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため記載しておりません。第55期の配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。
6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

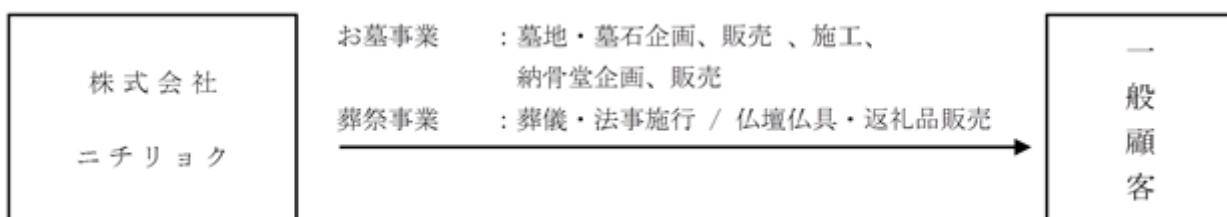
2【沿革】

年月	変遷の内容
1966年12月	ダイレクトメールの発送代行を目的として、東京都杉並区に日本ホームサービス株式会社を設立。
1973年12月	日本ホームサービス株式会社よりニチリョク総業株式会社に社名変更。
1980年2月	墓石の販売・施工業を開始。
1983年11月	多摩聖地霊園募集・販売開始。
1984年4月	森林公園むさしの浄苑募集・販売開始。
1987年1月	ニチリョク総業株式会社より株式会社ニチリョクに社名変更。
1987年4月	鹿児島県鹿児島市に鹿児島営業所（現支店）を設置。
1987年4月	谷山御所霊園募集・販売開始。
1988年4月	比叡山延暦寺大霊園募集・販売開始。
1989年8月	東京都西多摩郡日の出町に日の出工場を設置。
1990年6月	千葉県松戸市に松戸営業所を設置。
1990年7月	三浦霊園販売開始。
1993年3月	取手メモリアルパーク募集・販売開始。
1993年7月	神奈川県横浜市に横浜営業所を設置。
1993年7月	緑が丘浄苑募集・販売開始。
1993年8月	新所沢メモリアルパーク販売開始。
1994年5月	千葉ニュータウン霊園募集・販売開始。
1994年10月	埼玉県浦和市に浦和営業所を設置。
1994年12月	白岡霊園募集・販売開始。
1995年8月	山の手浄苑募集・販売開始。
1995年8月	東京都町田市に町田営業所を設置。
1995年9月	町田メモリアルパーク募集・販売開始。
1996年2月	東京都世田谷区に山の手支店を設置。
1996年2月	埼玉県朝霞市に朝霞支店を設置。
1996年2月	東京都杉並区に本社新社屋を竣工。
1997年3月	朝霞東霊園募集・販売開始。
1997年6月	せたがや浄苑募集・販売開始。
1997年12月	西日暮里道灌山霊園募集・販売開始。
1998年2月	日本証券業協会より店頭登録銘柄として承認を受け株式公開。
1998年9月	赤塚霊園募集・販売開始。
1998年9月	浦和霊園募集・販売開始。
1999年4月	宗教法人興安寺「本郷陵苑（東京都文京区）」募集・販売開始。
2000年1月	市川聖地霊園募集・販売開始。
2000年5月	東京都杉並区に愛彩花事業本部（葬祭部門）を設置。
2000年6月	高島平霊園募集・販売開始。
2000年9月	東京都豊島区にお互い様ねっとわーく本部（現愛彩花倶楽部）を設置。
2001年1月	横浜聖地霊園募集・販売開始。
2001年2月	神奈川県横浜市に横浜中央支店を設置（町田支店の業務を移管）。
2001年3月	高島平会館を竣工。
2002年5月	株式会社マッチングシステムズを設立。
2004年3月	株式会社マッチングシステムズを清算。
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2005年1月	財団法人霊園開発協会「かごしま陵苑（鹿児島市谷山）」募集・販売開始及び神奈川県横浜市に関内支店を設置。
2005年2月	宗教法人法蘭西寺「関内陵苑（横浜市中区）」予約募集・販売開始。
2005年3月	東京都福生市に多摩支店を設置（山の手支店の業務を移管）。
2006年4月	株式会社サン・ライフとの業務提携・資本提携の基本合意。 宗教法人法蘭西寺「関内陵苑（横浜市中区）」開苑。

年月	変遷の内容
2007年 7月	愛知県名古屋市千種区に名古屋支店を設置。
2007年 9月	宗教法人方等院「覚王山陵苑（名古屋市千種区）」募集・販売開始。
2008年 3月	宗教法人方等院「覚王山陵苑（名古屋市千種区）」完成。
2009年 3月	東京都練馬区に葬祭事業本部を移転。
2009年 4月	横浜中央支店を横浜支店に統合。
2009年 5月	高島平霊園第 2 期募集・販売開始。
2010年 1月	東京都新宿区に高田馬場オフィスを開設。
2010年 4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場に上場。
2010年 6月	神奈川県横浜市西区に「ラステル久保山」を開業。
2011年 2月	東葛支店を千葉支店に支店名変更、八千代市へ移転。
2011年 2月	八千代悠久の郷霊園募集・販売開始。
2011年 8月	高島平霊園第 3 期募集・販売開始。
2012年 4月	フォーシーズンメモリアル新座募集・販売開始。
2012年 6月	神奈川県横浜市港北区に「ラステル新横浜」を開業。
2012年12月	宗教法人大徳院「両国陵苑（東京都墨田区）」完成。
2013年 1月	宗教法人大徳院「両国陵苑（東京都墨田区）」募集・販売開始。
2013年 5月	高島平浄苑募集・販売開始。
2013年 7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) に上場。
2015年 8月	横浜三保浄苑募集・販売開始。
2015年11月	千葉県流山市に東葛支店を設置。
2015年11月	櫻乃丘聖地霊園募集・販売開始。
2016年12月	宗教法人威徳寺「赤坂一ツ木陵苑（東京都港区）」完成。
2016年12月	宗教法人興安寺「大須陵苑（名古屋市中区）」完成。
2017年 1月	東京都港区に赤坂支店を設置。
2017年 1月	愛知県名古屋市中区に名古屋支店を設置。
2017年 1月	宗教法人威徳寺「赤坂一ツ木陵苑（東京都港区）」募集・販売開始。
2017年 2月	宗教法人興安寺「大須陵苑（名古屋市中区）」募集・販売開始。
2019年11月	株式会社サン・ライフホールディングとの資本提携を解消。
2020年 9月	バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合との資本提携契約を締結。
2020年10月	バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分による払込の完了並びに第 1 回新株予約権を発行。
2021年 7月	同組合の無限責任組合員である株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズが当社の親会社となる。本社・本社社屋を東京都中央区に移転。
2022年 1月	白岡霊園第 3 期募集・販売開始。
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の J A S D A Q (スタンダード) からスタンダード市場に移行。

3【事業の内容】

当社は、総合シニアライフサポート企業として、一般顧客を対象とした、お墓事業(屋外墓地、納骨堂)及び葬祭事業を主な事業内容としております。



(1) お墓事業

屋外墓地

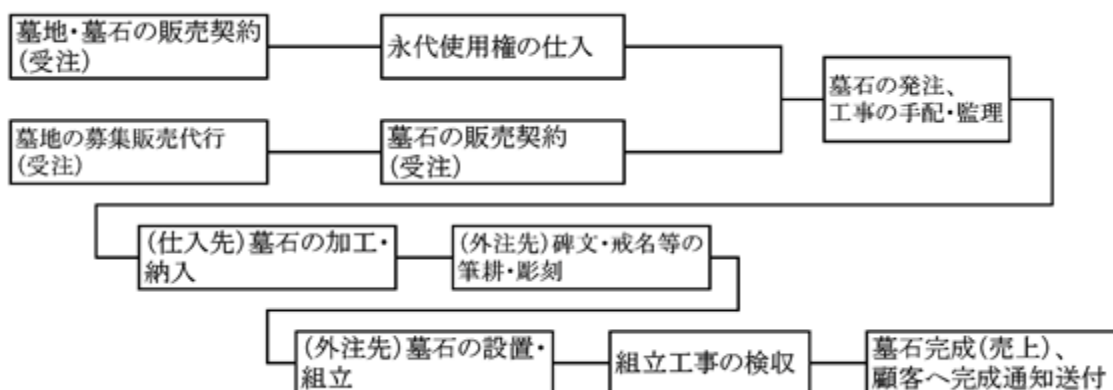
墓地の販売については、当社が、宗教法人等から一括購入し在庫としている場合及び一般顧客との販売契約時に、その都度宗教法人等から仕入れる場合があり、宗教法人等に代行して直接一般顧客へ販売しております。

また、当社が、墓地の販売権利を営業保証金として宗教法人等に支払い保有している場合は、宗教法人等の募集販売代行として一般顧客へ販売しております。

墓石の販売については、各支店及び霊園管理事務所が一般顧客に販売を行い、当社業務統括部が墓石工事の仕入・施工・監修を行っております。

なお、墓石は、当社の仕様にに基づき仕入先で加工したものを仕入れ、設置・建立工事は業務統括部の監理の下、主として外注先が行っております。

これらの主な流れを系統図で表すと以下のとおりであります。



- (注) 1. 一般顧客がお墓を購入する場合、墓地(永代使用権)の購入と墓石の建立が必要となります。先に墓地のみを購入し墓石建立を後に行う形があり、この場合の契約は二つに分かれます。
2. 墓地購入時の一般顧客との契約により、外柵工事及び墓石工事の工事期間が設定されます。外柵工事については、墓地購入時と同時に行うもの、墓地購入後1年、3年及び10年以内に行うもの、期限無きものに分類されます。墓石工事については、墓地購入時と同時に行うもの、墓地購入後2年、3年、5年及び10年以内に行うもの、期限無きものに分類されます。そのため、墓地の販売契約締結時期と墓石完成(外柵のみの完成も含む)による売上計上時期が乖離する場合があります。
3. 上記の系統図の「永代使用権の仕入」については、当社の在庫としている永代使用権を含んでおります。当社が仕入れた、若しくは在庫にしている永代使用権は、墓地の販売契約(受注)時に未成工事支出金に振替しております。

霊園の経営については、「墓地、埋葬等に関する法律」により、市区町村長が許可することとされております。

同法上、営利法人が霊園の経営を行えないとの規定はありませんが、昭和46年5月14日環衛第78号において、霊園の経営許可は霊園経営の「永続性」、「非営利性」、「必要性」という観点から、原則として地方自治体が行うものとし、これにより難しい場合でも、宗教法人、公益法人（以下宗教法人等という）に限るとされました。

これ以降、行政上、宗教法人等に限って霊園経営が許可されております。

従いまして、当社は、霊園経営主体である宗教法人等が霊園の開発をする場合、開発の支援、あるいは墓地・墓石の募集・販売（販売代行）に関して「業務提携契約」を締結し、当該契約に基づき業務を行っております。

また、首都圏の居住者が所有する故郷のお墓を引っ越しする需要は緩やかに増加しており、改葬事業部を設置し、全国のパートナー企業(石材業者)と提携し展開しております。

納骨堂(堂内陵墓)

経営主体である宗教法人等が納骨堂を開発する場合、当社は、企画開発、建造の支援、募集販売代行、管理に関しては「業務提携契約」を締結し、当該契約に基づき業務を行っております。

堂内陵墓とは、1999年4月より開始した、旧来の納骨堂の常識を超えた自動搬送式納骨堂です。

一般的な納骨堂は、ロッカーの中に位牌や骨壺があり、これに対して参拝します。

それに対し堂内陵墓は、骨壺が入った厨子に戒名等の文字を刻んだ銘板を前面に取り付け、それが柵に保管され、参拝者が各自の参拝カードを礼拝所にある機械に翳す（又は差し込む）とリフトが厨子を取りに行き、厨子は墓石形状の枠の中に移動します。

所謂、厨子と墓石が一体となることにより、参拝が可能になるということであります。

なお、屋外墓地とは異なり、経営主体である宗教法人からその募集、販売を受託し、使用者の募集代行業務を行うため、堂内陵墓使用契約が締結され、契約者からの入金があった時点で手数料売上を計上しております。

また、建設資金は、経営主体である宗教法人等が借入によって賄う場合、若しくは当社がその債務の保証を行う場合もあります。

第一号「本郷陵苑（東京都文京区）」、第二号「かごしま陵苑（鹿児島市谷山）」、第三号「関内陵苑（横浜市中区）」、第四号「覚王山陵苑（名古屋市千種区）」、第五号「両国陵苑（東京都墨田区）」が完売後、現在、第六号「赤坂一ツ木陵苑（東京都港区）」並びに第七号「大須陵苑（名古屋市中区）」の販売を行っております。

最大の特徴は、消費者が受け入れやすい価格且つ価値観を超える重厚な近代的設備を備えた新しいお墓の形態（お墓・本堂・斎場・会食室・庫裏等、火葬場以外の全てを網羅する施設）であり、主要な駅から徒歩圏内という利便性も兼ね備えております。

(2) 葬祭事業

2000年6月に本格稼働した葬祭事業は、発足より生花祭壇葬専門の葬儀社として消費者に認知を図って参りました。

葬儀社主導による旧来のお仕着せの葬儀ではなく、後悔のない自分らしいお見送りをしたいというご葬家が近年増加傾向にあります。

当社は、こうした流れに対応すべく、魅力的なプランを開発し低価格競争からの脱却を図ると共に、春夏秋冬に発行する会報の配布や終活セミナー並びに様々なイベント等を開催し、さくら・あおい倶楽部会員を中心とした潜在顧客を受注に繋げる施策を行っております。

それに加え、会員に対して葬儀等を会員価格で提供するだけでなく、終活や葬儀後の諸手続きを総合的にお手伝いする総合シニアライフサポート企業として発展することを目指しております。

また、葬儀社がご遺体を病院等から斎場又は業者の安置施設に搬送し、業者主導で施行する形態を変革することを目的に、一般葬、家族葬施設を併設した当社独自のブランド「ラステル(ラストホテル)」を神奈川県横浜市の西区、港北区にて展開しております。

これは、昨今の葬儀に対する消費者ニーズである「小規模でありながらも心のこもった葬儀」を基本理念とした、ご遺体を斎場等に搬入する前にご遺族が一呼吸おき、葬送の計画を立てられる施設であり、ご遺体の24時間受け入れ態勢はもとより、自動搬送装置によりご遺族のみで何時でも枕飾り等が用意された個室でご遺体と対面することが可能なものであります。

4【関係会社の状況】

関連会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) バリューアップ・ファンド 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社アリストゴラ・ アドバイザーズ	東京都港区	50	投資ファンドの運営	被所有 43.8	役員の兼任等...有

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
102 (67)	48.1	8.7	5,163

セグメントの名称	従業員数(人)
お墓事業(屋外墓地)	25 (35)
お墓事業(納骨堂)	18 (9)
葬祭事業	23 (6)
報告セグメント計	66 (50)
全社(共通)	36 (17)
合計	102 (67)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)経営方針

当社は、終活に関連するあらゆるサービスを提供する総合シニアライフサポート企業として発展し続けるため、消費者に寄り添ったサービスの向上を第一に取り組みます。

法令遵守、経営効率性の向上、顧客対応の向上等による事業活動を通じた企業価値の最大化を目指し、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダーから信頼されると共に、長期的且つ積極的な利益還元を継続するため、業務の適正性を確保する体制の構築並びに維持を主な課題として事業活動を展開していく方針であります。

(2)経営戦略等

新型コロナウイルス感染症の流行により、近年、消費者の価値観や行動様式は多様に变化しております。

お墓事業においては、埋葬の選択肢の多様化に伴い低価格帯の樹木葬等の需要が増加している中、旧来の一般墓の購入層は年々減少傾向にあり施工単価が伸び悩む傾向にあることから、消費者ニーズに寄り添った様々なお墓の形態を兼ね備えた霊園を提供すべく、既存霊園の改造、増設を行うと同時に一般墓の販売力強化を図ると共に、供養の全てを網羅した納骨堂(堂内陵墓)の販売拡大に取り組みます。

葬祭事業においては、超高齢化を背景に葬儀の簡素化が進むと共に、インターネット媒体を中心とした同業者間の価格競争により施行単価が伸び悩む傾向にあるものの、自粛傾向にあった通夜式を執り行うご葬家が戻り始めていることから、ご葬家が後悔のない葬儀を提供すべく、魅力的なプランを開発し低価格競争からの脱却を図り、売上高並びに受注件数の増大に努めます。

また、当社は、メモリアル市場において火葬場以外の全てのサービスを提供出来る体制を整えている希少な企業であることから、多様な事業展開が可能となる優位性を保持しており、お墓事業及び葬祭事業を軸に、終活や葬儀後の諸手続きを総合的にお手伝いする総合シニアライフサポート企業として発展することを目指します。

(3)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、売上高、営業利益、当期純利益及び株主利益重視の観点から収益の拡大に伴ったEPS(1株当たり当期純利益)であります。

(4)経営環境

当社が属するメモリアル市場は、高齢者が増加傾向にあるにもかかわらず、お墓事業においては、埋葬の選択肢の多様化に伴い、高価格となる旧来の一般墓の購入層は年々減少傾向にあり、受注件数は順調に増加しているものの、施工単価は下落傾向にあります。

一方、首都圏の居住者が所有する故郷のお墓を引っ越す需要は、緩やかに増加しております。

このような環境下、これまでに培ったノウハウや実績の分析やマーケティングを強化し、より効率性を重視した集客媒体の選定が肝要であると認識しております。

葬祭事業においては、超高齢化を背景に葬儀の簡素化が進むと共に、インターネット媒体を中心とした同業者間の価格競争により施行単価が伸び悩む傾向にあるものの、コロナ禍により自粛傾向にあった通夜式を執り行うご葬家が徐々に戻り始めております。

このような環境下、魅力的なプランを開発し低価格競争からの脱却を図ると共に、充実した終活セミナーやイベントの開催を通じて、さくら・あおい倶楽部会員である潜在顧客を確実に受注に繋げると同時に、効率的且つ効果的な集客媒体を選定し、会員以外の一般顧客も受注に繋げる施策を継続して行うことが肝要であると認識しております。

(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

お墓事業(屋外墓地)につきましては、樹木葬や共有墓等の需要が急増していることから、募集販売を受託している既存霊園の改造や増設、業務提携先である株式会社アンカレッジが得意とする花と眠る寺院境内型樹木葬を共同開発する等、一般墓を含め販売力強化に努めて参ります。

お墓事業(納骨堂)につきましては、埋葬の選択肢が多様化しており、劇的な販売力の回復には一定期間かかることを想定しております。

消費者ニーズを見極め、抜本的な広告及び販売戦略を見直し、収益を追求する体制を構築して参ります。

葬祭事業につきましては、受注拡大のため生前予約をいただくことは不可欠であります。

その会員組織である「さくら倶楽部」及び「あおい倶楽部」の新規会員獲得と共に、会員に向けた春夏秋冬に発行する会報の配布、充実した終活セミナーやイベントの開催等、潜在顧客を受注に繋げる施策を行って参ります。

また、より魅力的な葬儀プランを開発し、低価格競争からの脱却を図ると共に、さくら・あおい倶楽部会員以外の一般顧客からの受注拡大に努め、当社の中核をなす事業となるよう推進すると同時に、終活や葬儀後の諸手続きを総合的にお手伝いする総合シニアライフサポート企業として発展することを目指して参ります。

財務面につきましては、現在及び将来に亘って必要な営業活動資金及び有利子負債の返済等に備えるため、資本の増強をはじめ、営業活動により得られたキャッシュ・フロー、金融機関からの借入や社債の発行等を基本としております。

しかしながら、当社は、宗教法人が納骨堂を開発する際の資金の一部を債務保証しており、宗教法人との契約に基づく納骨堂の販売が計画通りに進捗しなかったため、債務保証の履行により当社の資金繰りを圧迫しました。

そのため当社は、借入金の返済について取引金融機関と協議し、2021年10月に当面の返済について猶予を受けることで合意しました。

このように、依然として手元流動性資金の確保に支障が生じる可能性があることから、こうした状況を速やかに解消するため、より効率的且つ効果的な広告媒体の選定を含む営業施策を見直すことにより納骨堂の拡販を図ることに加え、手元流動性資金の確保に努めるべく有形固定資産や投資その他の資産の流動化を推し進めると同時に、全ての取引金融機関と協議を行い、今後も継続的な支援が得られるよう交渉し、経営基盤の強化及び安定に鋭意努めて参ります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)ガバナンス

当社は、社会と事業の持続的な発展に向け、「人」「環境」「社会」の3つを主要なテーマに掲げ、サステナビリティに関する諮問機関としてサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ戦略の立案、推進を行って参ります。

サステナビリティ委員会で検討したリスクの抽出や社会課題については、コンプライアンス委員会と連携・協議し、重要な意思決定事項については、取締役会で更なる審議を行うと同時に決議を行います。

また、サステナビリティ委員会は、戦略の進捗や事業のリスク及び成長機会について、適宜取締役会に報告する体制を整備して参ります。

(2)戦略

「人」が、会社にとって最大の資産であるとの考えのもと、多様な人材が集い、社員一人ひとりが持つ無限の可能性を引き出すことにより生まれた大きな活力を、組織として最大限に活かす人的資本経営を推進して参ります。

当社は、働きやすい職場づくりの一環として創業よりフレックスタイム制度を導入しており、柔軟な働き方を推進しております。

「環境」の維持に努めるために、業務上のプラスチックごみの削減、ペーパーレス化を推し進めると共に、霊園開発を通じた環境の整備と緑化により、花に囲まれた豊かな暮らしを守ります。

「社会」において、豊かなシニアライフを創出することが広い世代の幸せに繋がるとの考えから、供養を通じた心の安寧支援と共に、「終活」がより良く生きるための活動であるとの考えのもと、充実した終活セミナー等を通して質の良い暮らしの提供に努めることに加え、供養の場におけるバリアフリー化をより積極的に推進して参ります。

(3)リスク管理

「人」については、人材の流動性が高まる中、採用の競争力が低下し計画通りの人材獲得が進まなくなることや離職による総合力低下がリスクであると認識し、人材が前向きに活躍しやすい環境を整えることで、当該リスクの低減に努めて参ります。

「環境」及び「社会」を含むその他のリスクについては、サステナビリティ委員会において定期的にモニタリングし、経営への影響が特に大きく対応の強化が必要なリスクはコーポレートリスクとして選定し、取締役会で審議を行うと同時に決議を行い、会社全体で対応して参ります。

(4)指標及び目標

当社は、これまで効率的な業務運営体制の構築に向けた各業務プロセスの抜本的な見直しを進めており、業務及び経費削減の効果は表れてきております。

今後は、当社に点在する業務の集約化を推進すると同時にDX化を図り、筋肉質な収益構造への変革を進めて参ります。

このような取組を持続的に発展させることを目的として、多様な人材が活躍出来るダイバーシティ及びインクルージョンの実現を推し進めて参ります。

また、当社では、上記「(2)戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。

当該目標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標	目標	実績(当事業年度)
女性管理職(*1)比率	2030年3月までに30%	20%
女性マネジメント職(*2)比率	2030年3月までに35%	25%
女性社員比率	2030年3月までに45%	32%
男性社員の育児休業取得率	2030年3月までに80%	-

(*1)管理職は、当社における執行役員及び部長職位者の合計

(*2)マネジメント職は、当社における課長及び係長職位者の合計

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、第55期からの新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う、政府による緊急事態宣言の発出、外出自粛要請や埋葬の選択肢の多様化等の影響を受け、お墓事業においては来園者(見学者)数の急減、葬祭事業においては会葬者が激減した結果、業績が急速に悪化しました。

さらに、宗教法人が納骨堂を開発する際の資金の一部を当社が債務保証しており、宗教法人との契約に基づく納骨堂の販売が計画通りに進捗しなかったため、債務保証の履行により当社の資金繰りを圧迫しました。

そのため当社は、借入金の返済について取引金融機関と協議し、当面の返済について猶予を受けることで合意しました。

しかしながら、依然として手元流動性資金の確保に支障が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するものの、このような状況を速やかに解消するため、より効率的且つ効果的な広告媒体の選定を含む営業施策を抜本的に見直すことにより、納骨堂の拡販を図り当該リスクに対処して参ります。

資金面につきましては、手元流動性資金の確保に努めるべく全ての取引金融機関と協議を行い、今後も継続的な支援が得られるよう交渉して参ります。

また、当社は、2020年10月の第三者割当増資に続き、第三者割当による新株予約権(行使価額修正条項付)を2021年7月に発行し、財務体質の増強に取り組んでおります。

これらに限らず諸施策を遂行することにより、当該状況を早期に解消し、経営基盤の強化及び安定に努めて参ります。

この結果、当社には継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(1)新型コロナウイルス感染症による影響について

新型コロナウイルス感染症の感染者推移は、世界的に減少傾向にあるものの、完全に収束してはおりません。

新たな変異株の発生や感染拡大により消費者の外出自粛傾向が再燃しますと、お墓事業においては来園者(見学者)数の減少、葬祭事業においては会葬者の減少等が顕著化し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が販売する墓石(石材)は、ほぼ100%中国より輸入しており、当国においてロックダウン等の措置により製造や輸出が制限されると、国内にて仕入れることとなり、原価率の高騰が懸念されます。

当社は、感染防止に極力対応しておりますが、対応しきれなくなった場合は、当社の業績に多大な影響を及ぼすリスクがあります。

一方、コロナ禍は、消費者の価値観や行動様式の変化、死生観を醸成しており、収束まで一定の期間がかかると想定されるものの、新型コロナウイルス感染症との共存を踏まえた新たな商品を開発できれば、シェアを拡大する好機となります。

(2)少子超高齢化について

少子超高齢化は、今後確実に進んで行く国家的課題であり、近い将来「人生100年時代」となることが想定されます。

この大きな変化への対応は不可欠であり、同、異業種を問わず競争激化が必至であることから対応が後手に回ればリスクになります。

一方、高齢者市場の拡大は確実であり、新たな顧客基盤の構築を図り、消費者のニーズに寄り添ったプランやサービスを提供できれば好機となります。

(3) 霊園開発の法的規制等について

墓地埋葬等に関する法律や建築基準法、市区町村条例等により霊園や納骨堂の開発許認可は行われており、これらの法律、法令の改正は開発の進捗に大きな影響を及ぼします。

併せて、地域住民の開発反対等の可能性も包含しており、状況によっては開発が不可能になる場合もあります。

また、霊園や納骨堂は宗教法人等の非営利法人に限定されており、許認可制であることから、認可を受けて販売開始までに数年を要することが一般的です。

そのため、計画開始当初認識していた条件が様々な環境の変化から、販売開始時には当初の計画に比べ収益が減少する等のリスクがあります。

一方、好立地、好ロケーションを重視した開発予定用地の選定に係る情報収集と見極めをより慎重に且つ綿密に行うことや地域住民との良好な関係を築く機会になるものと従えております。

(4) 開発資金の回収及び債務保証等について

宗教法人等が霊園や納骨堂を開発する際、通常5億～50億円の資金が必要となり、当社がその一部について一時的な資金負担をする場合や債務保証等を行うことがあります。

霊園や納骨堂の販売完了には規模によるものの、通常5年～15年程度を要し、宗教法人等との契約内容により販売が計画通りに進捗しない場合は、保証金を差し入れることになり資金負担が発生します。

当該差入保証金は霊園や納骨堂の販売に伴って回収されるものの、その回収は長期に亘ることになります。

また、経済環境の変動により金融機関の融資姿勢が変化することや、霊園や納骨堂の販売が芳しくない場合、債務保証の履行を余儀なくされ、当社の資金繰りを圧迫するリスクがあります。

一方、納骨堂は、現状においては供給過多の環境下にあるものの、霊園も含め、より効率的且つ効果的な広告媒体の選定を含む広告宣伝活動等営業施策の強化を図ることにより販売基数を伸ばし、当該リスクに対処して参ります。

(5) 為替相場の変動について

当社の販売する墓石(石材)は、ほぼ100%米ドル建てで主に中国より輸入されており、ウクライナショック等の地政学リスク、主要国の利上げや貿易摩擦による為替の変動が、売上原価に影響する可能性があります。

一方、仕入先のポートフォリオを適切に行うことにより、変動リスクを最小限に抑えることが可能となります。

(6) 競合他社との事業競争力について

当社は、いずれの事業におきましても、一般消費者を顧客としていることから、常に商品やサービス、価格に関して、競合企業との間において激しい競争状態に晒されております。

そのため、消費者が当社以外の競合他社を選択すること等により、事業競争力が相対的に低下した場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、綿密なマーケティングを実施し、より良い商品開発に繋げ、効率的な広告宣伝を行うことが出来れば、業績の向上に寄与することが可能となります。

(7) 減損について

当社は、事業性質上、店舗用土地、建物をはじめとする事業用固定資産を保有しております。

これらの資産につき経済状況の悪化や競合状況の激化等により、収益性の低下や地価の下落が発生した場合は、減損を認識する必要が生まれ、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

一方、事業活動を推進するにあたり、減損リスクを意識することで、資産収益性を高める取組みを加速し、結果としてキャッシュ・フローの向上に繋げることが可能となります。

(8) 資金調達について

当社は、現在及び将来にわたって必要な営業活動及び有利子負債の返済等に備えるため、資本の増強をはじめ、営業活動により得られたキャッシュ・フロー、金融機関等からの借入や社債の発行等により調達しております。

金融市場の変化やその他の要因により、金融機関が貸付枠や信用供与枠額等の条件を変更した場合や当社の財政状態が悪化し格付機関が信用格付を大幅に引き下げた場合、若しくは経済不況により投資家の意欲が減退した場合等には、当社が必要な資金を必要な時期に適切と考える条件で調達出来ず、資金調達が制限されると共に調達コストが増加する可能性があります。

また、シンジケートローン契約に係る財務制限条項があり、通常事項及び特記事項に示す状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

一方、業績の向上と同時に資金管理を的確に行うと共に、機動的且つ効率的に使用することに加え、有形固定資産や投資その他の資産の流動化を推し進め財務基盤の改善に繋げることにより、効果的な資金調達を実現することが可能となります。

(9)金利の変動について

当社は、有利子負債や金融債権を保有しており、それらの金利の変動は、支払利息や受取利息、金融資産や負債の価値に影響し、当社の業績及び財務状況が悪化する可能性があります。

一方、長期金融や有利子負債のポートフォリオマネジメントを適切に行うことにより、支払利息の削減や受取利息の増加、金融資産の拡大に繋げることが可能となります。

(10)情報管理について

当社は、お客様からお預かりしている個人情報やその他企業の機密情報を受け取ることがあり、これらの情報が不正又は過失により外部に流出する可能性があります。

また、当社の営業機密が不正又は過失により流出する可能性もあり、その結果、当社の信用、業績及び財務状況に多大な影響を及ぼす可能性があります。

一方、情報管理の徹底について厳しく役職員に指導することは勿論のこと、コンピュータシステムのセキュリティ強化、教育体制の構築、業務の改善に繋げて参ります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、ウクライナ危機に端を発した資源価格の高騰や米国を中心にインフレ抑制を目的とした利上げによる円安に伴う物価高等の下押し要因があったものの、第4四半期会計期間には、約3年に亘り続いた政府の新型コロナウイルス感染症拡大防止策である外国人の新規入国制限の見直しやマスクの着用推奨が緩和され、インバウンド消費の拡大等、先行きに明るい兆しが見える形となりました。

当社が属するメモリアル市場は、高齢者が増加傾向にあるにもかかわらず、お墓事業においては、埋葬の選択肢の多様化に伴い、低価格帯の樹木葬等の需要が増加している中、旧来の一般墓の購入層は年々減少傾向にあります。

一方、首都圏の居住者が所有する故郷のお墓を引っ越しする需要は、緩やかな増加傾向にあります。

当社は、こうした流れに対応すべく、消費者ニーズに寄り添った様々なお墓の形態を兼ね備えた霊園を提供するため、既存霊園の改造、増設を行うと同時に旧来の一般墓の販売力強化を図ると共に、供養の全てを網羅した納骨堂(堂内陵墓)の販売拡大に取り組んでおります。

葬祭事業においては、超高齢化を背景に葬儀の簡素化が進むと共に、インターネット媒体を中心とした同業者間の価格競争により、施行単価が伸び悩む傾向にあるものの、第4四半期会計期間には、コロナ禍により自粛傾向にあった通夜式を執り行うご葬家が戻り始めております。

当社は、このような環境下、後悔のない葬儀を提供すべく、魅力的なプランを開発し低価格競争からの脱却を図り、売上高並びに受注件数の増大に努めております。

また、当社は、現在、総合シニアライフサポート企業への転換を図っており、終活に関連するあらゆるサービスを提供することを念頭に、主要事業以外の消費者ニーズを迅速且つ柔軟に具現化することを目的として、2023年1月に「終活営業部」を新設しました。

しかしながら、記録的な円安や資源、物価高等の影響による売上原価増加の対応に時間を要したことや予定していた有形固定資産の売却が持ち越しになったこと等から、売上高は増加したものの営業利益は減少しました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高32億1千9百万円(前年同期比8.1%増)、営業利益2億1千7百万円(同24.2%減)、経常利益8千3百万円(前期は経常損失4千2百万円)、当期純利益6千3百万円(前期は当期純損失9千7百万円)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

お墓事業

a. 屋外墓地

屋外墓地(一般墓、樹木葬を含む)につきましては、高齢者の増加により成約件数は堅調に増加しているものの、埋葬に対する価値観の変化や選択肢の多様化に伴い、高価格となる旧来の一般墓の購入層は年々減少傾向にあります。

それに対し、樹木葬や共有墓等の需要は急激に増加しており、当社は、募集販売を受託している既存霊園の改造や増設、業務提携先である株式会社アンカレッジが得意とする花と眠る寺院境内型樹木葬を共同開発する等、販売力強化に努めております。

売上高は、12億2千4百万円(前年同期比4.4%減)となりました。

b. 納骨堂

納骨堂につきましては、現在、第六号「赤坂一ツ木陵苑(東京都港区)」並びに第七号「大須陵苑(名古屋市中区)」の募集代行を行っております。

消費者が受け入れやすい価格且つ価値観を超える重厚な近代的設備を備えたお墓の形態であり、主要な駅から徒歩圏内という利便性も兼ね備えております。

また、2022年4月より赤坂一ツ木陵苑において、DX戦略の一環として、デジタルサイネージ機能「家系樹」を追加しました。

「家系樹」という家系図、故人の情報を含むパネル式情報端末を作成し、タッチパネルによる閲覧機能を兼ね備えた新たなサービスは、今後の納骨堂収益に寄与するものと確信をもって提供しております。

売上高は、2億3千1百万円(同2.0%増)となりました。

葬祭事業

葬祭事業につきましては、死亡者数が年々増加傾向にある中、春夏秋冬に発行する会報を配布すると共に、コロナ禍の収束に伴い終活セミナーやイベントの開催等を順次再開し、潜在顧客を受注に繋げる施策を継続して行っております。

当社は、さくら・あおい倶楽部会員に対して葬儀等を会員価格で提供するだけでなく、終活や葬儀後の諸手続きを総合的にお手伝いする総合シニアライフサポート企業として発展することを目指しております。

更に、後悔のない葬儀をご葬家へ提供すべく、魅力的なプランを開発し低価格競争からの脱却を図り、売上高並びに受注件数の増大に努めた結果、収益は大幅に伸長しました。

売上高は、17億6千3百万円(同20.1%増)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純利益が1億4千3百万円(前年同期比4.8%減)、定期預金の解約による収入及び株式の発行による収入等があったものの、長期借入金の返済による支出等の要因により、前事業年度末に比べ4千2百万円減少し、当事業年度末には6億7千万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、3億3千9百万円(前年同期比0.8%増)となりました。

これは主に、営業収支による獲得4億6千万円、利息の支払7千2百万円及び法人税等の支払4千9百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、2億8千万円（前年同期は1億8千万円の使用）となりました。

これは主に、定期預金の解約による収入4億2千万円、差入保証金の純増による支出1億5千1百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、6億6千3百万円（前年同期比27.1%増）となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出7億4千3百万円、株式の発行による収入1億1千1百万円等によるものであります。

財政状態の状況

当事業年度における財政状態の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（資産）

当事業年度末における流動資産は、5億4千3百万円減少し、12億1千6百万円となりました。その主な要因は、現金及び預金4億6千3百万円、未成工事支出金3千5百万円、仮払金1千4百万円及び完成工事未収入金1千4百万円の減少等によるものであります。

当事業年度末における固定資産は、5千5百万円減少し、62億8百万円となりました。その主な要因は、差入保証金1億5千8百万円の増加、建物5千5百万円、霊園開発協力金3千8百万円、保険積立金3千3百万円、ソフトウエア2千6百万円及び長期貸付金1千万円の減少、貸倒引当金5千4百万円の増加等によるものであります。

この結果、総資産は、74億3千9百万円となり、前事業年度末に比べ6億1千1百万円減少いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は、3億5百万円増加し、29億9百万円となりました。その主な要因は、1年内返済予定の長期借入金2億8千7百万円、賞与引当金6千5百万円及び未成工事受入金4千1百万円の増加、未払金4千万円、未払消費税等2千8百万円及び短期借入金2千7百万円の減少等によるものであります。

当事業年度末における固定負債は、10億8千8百万円減少し、14億6千1百万円となりました。その主な要因は、長期借入金10億2千8百万円及び役員退職慰労引当金4千7百万円の減少等によるものであります。

この結果、負債合計は、43億7千1百万円となり、前事業年度末に比べ7億8千2百万円減少いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は、1億7千1百万円増加し、30億6千8百万円となりました。その主な要因は、利益剰余金6千3百万円、資本金5千6百万円及び資本準備金5千6百万円の増加等によるものであります。

この結果、自己資本比率は41.2%(前事業年度末は35.9%)となりました。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当事業年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前年同期比(%)
お墓事業(屋外墓地)(千円)	1,128,856	90.9
葬祭事業(千円)	1,763,023	120.2
合計	2,891,880	106.7

(注)金額は販売価格によっております。

b. 受注実績

当事業年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
お墓事業(屋外墓地)	1,278,214	100.4	191,086	138.7
お墓事業(納骨堂)	234,529	101.8	4,806	88.9
葬祭事業	1,763,023	120.2	-	-
合計	3,275,767	110.3	195,893	136.8

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前年同期比(%)
お墓事業(屋外墓地)(千円)	1,224,933	95.5
お墓事業(納骨堂)(千円)	231,074	102.0
葬祭事業(千円)	1,763,023	120.2
合計	3,219,031	108.1

(注)1. お墓事業(納骨堂)は、販売に関わる受取手数料等であります。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
宗教法人興安寺	151,094	5.1	144,938	4.5
宗教法人威徳寺	72,366	2.4	83,504	2.5

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。

a. 売上高

売上高は、前事業年度より2億4千3百万円増加し、32億1千9百万円(前年同期比8.1%増)となりました。

お墓事業(屋外墓地)においては、埋葬に対する価値観の変化や選択肢の多様化に伴い低価格帯の樹木葬等の需要が急増している状況を踏まえ、募集販売を受託している既存霊園の改造や増設を適宜行いました。

しかしながら、資源価格の高騰や物価高等の影響により消費者の消費マインドの低下、低価格志向が強まり、来園数(見学者数)が計画を下回ったことから、売上高は12億2千4百万円(同4.5%減)となりました。

お墓事業(納骨堂)は、コロナ禍による外出自粛の影響や埋葬の選択肢の多様化等も重なり、販売は計画どおりに推移しておりません。

広告戦略の見直しや赤坂一ツ木陵苑においてデジタルサイネージ機能「家系樹」を追加し差別化に努めたものの、売上高は2億3千1百万円(同2.0%増)と、小幅改善に留まりました。

第4四半期会計期間に、政府の新型コロナウイルス感染症防止策であるマスクの着用推奨が緩和されたこと等から人流は取り戻しつつあり、集客力強化が何より肝要であると認識しております。

葬祭事業においては、コロナ禍による通夜式を自粛し告別式のみを執り行うご葬家が増加し施行単価が下落していたものの、魅力的なプランを開発し受注件数の増大と同時に低価格競争からの脱却を図った結果、売上高は17億6千3百万円(同20.2%増)となりました。

当社は、さくら・あおい倶楽部会員に対して葬儀等を会員価格で提供するだけでなく、終活や葬儀後の諸手続きを総合的にお手伝いする総合シニアライフサポート企業として発展することを目指すと共に、収益の増大に努めることが肝要であると認識しております。

b. 売上原価、売上総利益、販売費及び一般管理費及び営業利益

売上原価は、前事業年度より1億8千1百万円増加し、10億2千5百万円(同21.6%増)となりました。

これは主に、営業部門における売上高の増加、資源価格の高騰及び物価の上昇等に伴うものであります。

売上総利益は、前事業年度より6千2百万円増加し、21億9千3百万円(同2.8%増)となりました。

これは主に、営業部門における売上高の増加等に伴うものであります。

販売費及び一般管理費は、前事業年度より1億3千1百万円増加し、19億7千5百万円(同7.1%増)となりました。

これは主に、営業部門における売上高の増加等に伴うものであります。

この結果、営業利益は、売上高は増加したものの売上原価増加の対応に時間を要したこと等から、前事業年度より6千9百万円減少し、2億1千7百万円(同24.2%減)となりました。

c. 営業外損益及び経常利益

営業外損益は、前事業年度の3億3千万円の損失(純額)から、1億3千4百万円の損失(純額)となりました。

これは主に、支払利息6千5百万円の計上及び貸倒引当金繰入額5千万円を計上したこと等によるものであります。

この結果、経常利益は、8千3百万円(前期は経常損失4千2百万円)となりました。

d. 特別損益

特別損益は、前事業年度の3千3百万円の損失(純額)から、5百万円の利益(純額)となりました。

これは主に、新株予約権戻入益5百万円の計上等によるものであります。

e. 法人税等(法人税等調整額を含む。)

法人税等は、前事業年度の2千1百万円から、2千5百万円となりました。

これは主に、法人税、住民税及び事業税3千5百万円の計上等によるものであります。

f. 当期純利益

以上の結果、当期純利益は、6千3百万円(前期は当期純損失9千7百万円)となり、1株当たり当期純利益は4円15銭(前年同期は1株当たり当期純損失7円20銭)となりました。

g. 検討内容

上述の財政状態及び経営成績の状況を認識及び分析し検討した結果、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える主な要因は、葬祭事業における会葬者数並びにお墓事業における納骨堂の集客力及び販売力にあります。

葬祭事業は、会葬者の増減が施行単価に直結します。

また、納骨堂は、募集代行業務の性質上、契約者からの入金があった時点で手数料売上を計上しているため、売上高が概ね損益に直結します。

当事業年度の結果を踏まえ、徹底したコスト管理は勿論のこと、受注件数の増大を目的としたマーケティング戦略の更なる強化を図ると同時に、自動搬送式納骨堂のパイオニアとして徹底的な差別化を図り、利益を追求する体制を構築して参ります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローの状況については、「第2事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、分析・検討した結果、キャッシュ・フロー改善に向けての最重要課題は、納骨堂の販売拡大であるとの結論であります。

当社は、納骨堂の販売が順調に推移すれば、営業活動によるキャッシュ・フローの増加は勿論のこと、投資活動によるキャッシュ・フローにおける差入保証金の差入による支出が抑えられ、財務活動によるキャッシュ・フローにおける借入金の純減等にも繋がり、現金及び現金同等物の増加にも寄与することから、継続して当課題に注力して参ります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、現在及び将来にわたって必要な営業活動及び債務の返済に備えるため、資本の増強をはじめ、営業活動により得られたキャッシュ・フロー及び金融機関等からの借入や社債の発行等を基本としております。

当事業年度は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいて、主に営業収支による獲得4億6千万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローにおいては、主に株式の発行による収入1億1千1百万円等がありました。

これら営業及び財務活動により調達した資金は、事業運営上必要な流動性を確保することに努め、機動的且つ効率的に使用することに加え、有形固定資産や投資その他の資産の流動化を推し進め、財務体質の改善に繋げて参ります。

なお、当事業年度末における借入金、社債及びリース債務を含む有利子負債の残高は33億円となっております。

また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は6億7千万円となっております。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するため客観的な指標等については、「第2事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、下記のとおり墓地墓石の販売、施工に当たり、霊園経営者である宗教法人等と霊園の開発、販売に関する業務提携契約を締結しております。

相手先	霊園名	契約内容	有効期間
宗教法人西福寺	多摩聖地霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施工、霊園管理	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人雲泉寺	白岡霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人新雲泉寺	白岡霊園第3期	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人大松院	浦和霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人阿弥陀寺	市川聖地霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人高明寺	横浜聖地霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施工	霊園販売終了の時
宗教法人泉福寺	高島平霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施工、霊園管理	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人崇泉寺	エターナルガーデン東山	墓地の募集及び墓石の販売・施工、霊園管理	霊園墓地第1期分の販売終了の時
宗教法人日宝寺	法浄霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施行、霊園管理	2010年2月1日から 2020年1月31日まで 以後協議の上延長
宗教法人大生寺	八千代悠久の郷霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施行、霊園管理	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人智遍寺	フォーシーズンメモリアル新座	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人興安寺	高島平浄苑	墓地の募集及び墓石の販売・施工、霊園管理	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人浄願寺	横浜三保浄苑	墓地の募集及び墓石の販売・施工、霊園管理	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人清瀧院	櫻乃丘聖地霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人威徳寺	赤坂一ツ木陵苑	堂内陵墓の募集代行及び護持会費徴収・施設管理	堂内陵墓販売終了の時
宗教法人興安寺	大須陵苑	堂内陵墓の募集代行及び護持会費徴収・施設管理	堂内陵墓販売終了の時

6【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当期中の設備投資総額は、10百万円であります。その主な内容は、葬祭事業への設備投資額9百万円となっております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2023年3月31日現在

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(単位:千円)					従業員数(名)
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地(面積㎡)	その他	合計	
本社(東京都中央区)	その他	統括業務施設	13,076	0	-	596	13,672	36(17)
日の出工場 (東京都西多摩郡日の出町)	お墓事業	生産設備	4,796	10	280,920 (2,710.28)	0	285,727	2(3)
支店7件 (千葉県流山市他)	お墓事業	販売設備	1,184	-	-	2	1,186	41(12)
セレハウス谷原 (東京都練馬区)	葬祭事業	販売設備	68,176	-	83,820 (329.74)	0	151,996	-
ラステル久保山 (神奈川県横浜市西区)	葬祭事業	販売設備	112,562	0	125,060 (711.16)	60	237,683	(2)
ラステル新横浜 (神奈川県横浜市港北区)	葬祭事業	販売設備	214,278	0	315,601 (425.00)	726	530,606	16(4)
高島平会館 (東京都板橋区)	葬祭事業	販売設備	72,602	-	99,376 (676.57)	320	172,299	7(-)
霊園管理事務所10件 (東京都西多摩郡日の出町他)	お墓事業	霊園管理設備	791	-	73,667 (867.60)	161	74,620	(30)
社宅寮(東京都練馬区)	その他	その他設備	1,949	-	160,643 (199.54)	-	162,592	-
その他 (神奈川県横浜市旭区)	お墓事業	その他設備	1,274	-	147,821 (1,302.53)	-	149,095	-
(神奈川県横浜市戸塚区)	その他	その他設備	-	-	496,138 (6,839.08)	-	496,138	-
(京都府京都市伏見区)	お墓事業	その他設備	-	-	39,000 (2,776.69)	-	39,000	-

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 「事業所名」のその他は、以下のとおりであります。

神奈川県横浜市旭区分は宗教法人高明寺に賃貸しており、神奈川県横浜市戸塚区分は売却予定地、京都府京都市伏見区分は事業用地として先行取得したものであります。

3. 本社、支店及び霊園管理事務所の建物は賃借しております。

4. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な改修

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

発行済株式

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月29日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,710,005	15,865,005	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	15,710,005	15,865,005	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権(行使価額修正条項付)

決議年月日	2021年6月18日
新株予約権の数(個)	3,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 320,000 (注)3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり223 (注)5
新株予約権の行使期間	自 2021年7月7日 至 2023年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)7
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	-

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(注)3参照。)3,200,000株、割当株式数(注)4に定義する。以下同様とする。)は本新株予約権1個当たり100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注)5に定義する。以下同様とする。)が修正されても変更しない(但し、(注)4に記載のとおり、調整されることがある。)なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資本調達額は増加又は減少する。

行使価額の修正基準

を条件に、行使価額は、各修正日(注)5(1)に定義される。)の前取引日(注)5(1)に定義される。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」といいます。)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。

行使価額の修正頻度

行使の際にに記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。

行使価額の下限

行使価額は、112円(但し、(注)5による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」といいます。)を下回らないものとする。の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

割当株式数の上限

本新株予約権の目的となる株式の総数は3,200,000株(2021年3月31日現在の発行済株式総数12,830,005株に対する割合は24.94%)、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株で確定している。但し、(注)4に記載のとおり、調整されることがある。

本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)

363,968,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)

本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、(注)9を参照)。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式である。

また、1単元の株式数は、100株である。

4. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,200,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」といいます。))は100株とする。)但し、下記乃至により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

当社が(注)5の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)5に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 =
$$\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

本注記に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る(注)5(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)5(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」といいます。）は、当初金223円とする。但し、行使価額は に定める修正及び に定める調整を受ける。

行使価額の修正

(1)本項(2)を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東証終値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、（注）10 に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2)行使価額は112円（但し、の規定に準じて調整を受ける。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(2)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東証終値の平均値（東証終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5)上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

719,168,000円

全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。（注）5により、行使価額が修正された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、（注）4記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

新株予約権の行使請求の受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

新株予約権の行使請求の取次場所

該当事項はありません。

新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 高円寺支店

9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

当社は、別記「新株予約権の行使期間」欄の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

10. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に（注）8記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。

本新株予約権を行使する場合、の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて（注）8に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

本新株予約権の行使請求の効力は、（注）8記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額がに定める口座に入金された日に発生します。

11. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求が13時までに行われた場合にはその効力が生じた日の2銀行営業日後の日に、本新株予約権の行使請求が13時以降に行われた場合にはその効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録によって株式を交付します。

12. 新株予約権証券の発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2023年1月1日から 2023年3月31日まで)	第57期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	9,970
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	997,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	112
当該期間の権利行使に係る資金調達額(円)	-	111,664,000
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	28,800
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	2,880,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	135
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(円)	-	389,200,000

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年10月5日 (注)1	1,191,900	2,566,001	343,608	1,650,450	343,608	1,301,690
2021年4月1日 (注)2	10,264,004	12,830,005	-	1,650,450	-	1,301,690
2021年7月1日～ 2022年3月31日 (注)3	1,883,000	14,713,005	140,406	1,790,856	140,406	1,442,096
2022年4月1日～ 2023年3月31日 (注)3	997,000	15,710,005	56,699	1,847,556	56,699	1,498,796

(注)1. 有償第三者割当及び自己株式の処分

発行価額及び処分価額 711.9円

資本組入額 288.29円

割当先 バリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合

2. 株式分割(1:5)によるものであります。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 2023年4月1日から2023年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が155,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ8,814千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	18	36	16	5	3,344	3,422	-
所有株式数(単元)	-	5,297	3,474	13,820	1,920	71	132,476	157,058	4,205
所有株式数の割合(%)	-	3.37	2.21	8.80	1.22	0.05	84.35	100	-

(注) 自己株式9,665株は、「個人その他」に96単元、「単元未満株式の状況」に65株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
バリューアップ・ファンド 投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕2-5-1	6,873	43.78
シグマシンカ株式会社	東京都日野市多摩平6-12-14	1,088	6.94
大木 壘	東京都渋谷区	417	2.66
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	239	1.53
上原 俊彦	東京都港区	200	1.27
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6 (東京都港区浜松町2-11-3)	200	1.27
高石 文夫	東京都江戸川区	188	1.20
北口 敏文	静岡県磐田市	151	0.96
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	LEVEL 6, 50 MARTIN PLACE SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都新宿区新宿6-27-30)	150	0.96
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2-4-2	130	0.83
計	-	9,638	61.39

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入してあります。

(7)【議決権の状況】
発行済株式

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 9,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,696,200	156,962	-
単元未満株式	普通株式 4,205	-	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	15,710,005	-	-
総株主の議決権	-	156,962	-

自己株式等

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ニチリョク	東京都中央区八重 洲一丁目7番20号	9,600	-	9,600	0.06
計	-	9,600	-	9,600	0.06

(注)上記のほか、単元未満株式65株を所有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	110	12,650
当期間における取得自己株式	-	-

(注)1. 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	9,665	-	9,665	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、期末配当の年1回の剰余金の配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、手元流動性の確保と財務体質の改善並びに売上高拡大に向けた投資や積極的なプロモーション活動等の事業資金確保が最優先であると判断し、誠に遺憾ながら期末配当は見送らせていただきました。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、法令遵守、経営効率性の向上、顧客対応の向上等による事業活動を通じた企業価値の最大化を目指し、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダーから信頼されると共に、長期的且つ積極的な利益還元を継続するため、当社業務の適正性を確保する体制の構築並びに維持を主な課題として事業活動を展開していく方針であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役設置会社であり、取締役会、監査役会、経営会議の各機関があります。

取締役会は、社外取締役4名を含む8名（篠田丈、代表取締役社長杉本卓士、尾上正幸、五嶋美樹、古内耕太郎、瀧上眞次、渡邊将志、勝又夕紀）で構成されており、毎月1回開催する他、必要に応じ適宜臨時に開催しており、重要事項は全て審議し決議すると共に、取締役の業務執行の監督を行っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む3名（常勤監査役宮下利明、野口和弘、武田和大）で構成されており、毎月1回開催されております。

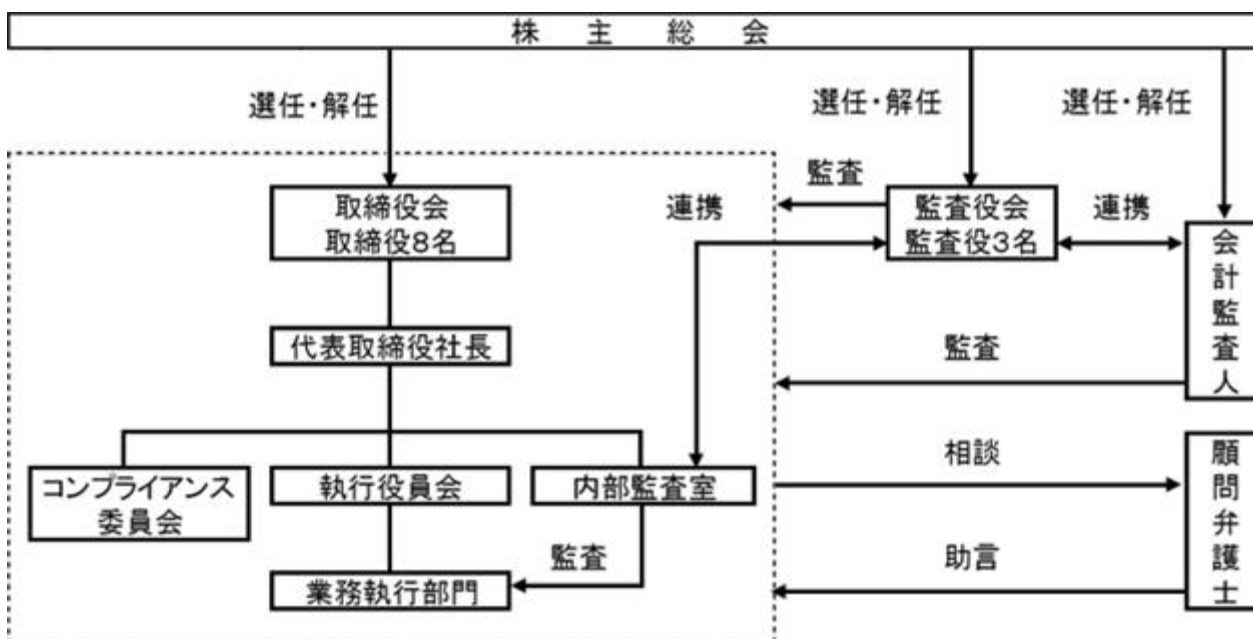
また、監査役は毎回取締役会に出席し、取締役の業務執行に関する監査を行っております。

経営会議は、取締役、監査役、執行役員及び各部長により構成されており、的確な経営判断と業務執行の意思統一のため毎月1回開催し、取締役会の決議事項、その他重要事項について実務的な観点から十分な議論と事前審議を行っております。

取締役8名中の4名は社外取締役、監査役3名中の2名は社外監査役であり、毎回取締役会に出席し、客観的立場から取締役の業務執行を監視する体制となっております。

これにより、経営の監視、監査体制が機能するため、現状の体制を採用しております。

会社の機関、内部統制の関係は、以下の図式のとおりとなります。



企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの整備の状況につきましては、リスク管理規定、危機管理規定、ホットライン規定（社内通報制度）、内部情報管理、内部者取引規制規定及び内部監査規定を制定し、運用を行っております。

その他法令順守等に関しては、顧問弁護士等の専門家に相談し、助言を受けております。

リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制の整備及びコンプライアンス機能の強化を図るため、リスク管理規定に基づき、代表取締役社長が委員長のコンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、各部署に関わるリスク管理の運用とコンプライアンスの取組みを統括し、取締役への周知徹底や社員への教育等を行っております。

また、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、ホットライン規定を定め、適切な運用を行っております。

その他不測の事態が発生した場合は、危機管理規定に基づき代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で且つ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することを目的とするものです。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項により、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行って参ります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性2名 (役員のうち女性の比率18.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	篠田 丈	1961年8月1日生	1985年4月 株式会社小松製作所入社 1989年5月 日興証券株式会社 (現S M B C日興証券株式会社)入社 1998年12月 ドレスナー・クライノートベンソン証券会社入社 エクイティファイナンス・アジア本部長 2000年9月 アイエヌジー・ヘアリング証券会社入社 エクイティファイナンス・アジアオセアニア本部長 2003年3月 T & R 有限会社(現株式会社T & Rホールディングス)代表取締役就任(現任) 2003年6月 B N P パリバ証券株式会社入社 株式・派生商品本部長 2007年4月 株式会社アリストゴラ(現株式会社アリストゴラ・アドバイザーズ)取締役就任 2011年3月 同社代表取締役会長就任(現任) 2013年9月 株式会社アリストゴラ・フィナンシャル・サービス取締役就任 2014年10月 株式会社Noah's Planning社外取締役就任 2014年10月 株式会社メディネット社外取締役就任(現任) 2016年1月 株式会社アリストゴラ・フィナンシャル・サービス会長就任(現任) 2017年8月 アリストゴラ・インターナショナルPte.Ltd.(シンガポール法人)取締役会長就任 2018年1月 同社取締役就任(現任) 2018年11月 アリストゴラ・アセットマネジメントPte.Ltd.(シンガポール法人)取締役就任(現任) 2020年1月 Aristagora VC Israel GP Ltd.(ケイマン法人)取締役就任(現任) 2020年12月 当社取締役就任 2022年6月 当社取締役会長就任(現任)	(注)5	-
代表取締役社長 お墓事業本部長 兼改葬事業部長	杉本 卓士	1959年9月6日生	1983年4月 日商岩井株式会社(現双日株式会社)入社 2005年6月 岡藤商事株式会社入社 2007年6月 同社取締役就任 2010年6月 岡藤ホールディングス株式会社(現日産証券グループ株式会社)取締役就任 2012年3月 三京証券株式会社代表取締役社長就任 2017年6月 岡藤商事株式会社代表取締役社長就任 2018年6月 日産証券プランニング株式会社代表取締役社長就任 2019年6月 日産証券株式会社社外取締役就任 2022年6月 当社代表取締役社長就任 2023年5月 当社代表取締役社長お墓事業本部長兼改葬事業部長就任(現任)	(注)5	11,800
常務取締役 マーケティング本部長 兼葬祭事業本部長	尾上 正幸	1959年8月18日生	1978年4月 株式会社東邦チタニウム入社 1994年4月 株式会社東京葬祭入社 2010年4月 公益財団法人神奈川県動物愛護協会理事就任(現任) 株式会社東京葬祭取締役就任 2017年7月 2021年6月 当社入社 2021年6月 当社常務取締役兼常務執行役員マーケティング本部長兼開発部長就任 2021年9月 当社常務取締役兼常務執行役員マーケティング本部長兼葬祭事業本部長兼開発部長就任 2022年6月 当社常務取締役マーケティング本部長兼葬祭事業本部長就任(現任)	(注)6	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役 経営統括本部長	五嶋 美樹	1964年 5月 6日生	1987年 4月 旭化成工業株式会社 (現旭化成株式会社)入社 1995年 4月 当社入社 2013年 4月 当社執行役員経営統括本部経営管理 部長 2017年 6月 当社取締役兼上席執行役員 経営統括本部長補佐兼経営統括本部 経営管理部長就任 2018年 4月 当社取締役兼上席執行役員 経営統括本部長補佐就任 2018年 6月 当社取締役兼上席執行役員 経営統括本部長就任 2020年12月 当社常務取締役兼常務執行役員 経営統括本部長就任 2022年 6月 当社常務取締役経営統括本部長就任 (現任)	(注) 6	4,000
取締役	古内 耕太郎	1963年10月13日生	1987年 4月 アメリカンファミリー生命保険会社 (現アフラック生命保険株式会社) 入社 2004年 2月 A I G株式会社入社 顧客戦略本部マーケティングマネー ジャー 2005年 3月 燦ホールディングス株式会社取締役 就任 2009年 4月 同社代表取締役社長就任(株式会社 公益社代表取締役社長兼務) 2016年 8月 株式会社ポピンス 副社長執行役員兼C O O 2017年 7月 フコク物産株式会社取締役就任 2018年 4月 同社取締役副社長就任 2019年 4月 学校法人茂来学園監事就任(現任) 2019年 6月 経営デザイン・Partners株式会社 設立代表取締役社長就任(現任) 2019年 6月 当社取締役就任(現任) 2022年 6月 株式会社C E Oキッズアカデミー 取締役就任(現任) 2022年12月 株式会社花田工務店社外取締役就任 (現任)	(注) 6	-
取締役	瀧上 眞次	1952年 9月 17日生	1980年 4月 東西貿易株式会社入社 1987年 1月 日興證券株式会社 (現S M B C日興証券株式会社)入社 2001年 1月 ゼネラルコンサルティング株式会社 入社 2002年 5月 エムディエス株式会社取締役就任 2003年10月 株式会社コネット取締役就任 2003年12月 シミック株式会社入社 社長室長 2007年 1月 タイ・デザイン社(米国法人) 日本代表就任(現任) 2012年 9月 株式会社チャーチルコンサルタンツ 顧問 2014年12月 株式会社メディネット常勤監査役 就任 2018年12月 同社社外監査役就任(現任) 2020年 3月 株式会社アリストグラ・アドバイ ザーズ監査役就任 2020年11月 同社エグゼクティブアドバイザー (現任) 2020年12月 当社取締役就任(現任)	(注) 5	-
取締役	渡邊 将志	1971年 1月 21日生	1994年 4月 日興證券株式会社 (現S M B C日興証券株式会社)入社 2001年 2月 松井証券株式会社入社 2004年 3月 同社社長室広報I R担当部長 2007年 4月 同社事業開発部長 2009年 6月 同社取締役就任 2014年10月 渡邊将志オフィス株式会社設立代表 取締役社長就任(現任) 2021年 6月 当社取締役就任(現任) 2022年 3月 株式会社エプロ社外取締役就任 (現任) 2023年 4月 法政大学大学院 イノベーション・マネジメント 研究科(M B A)兼任講師(現任)	(注) 6	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	勝又 夕紀	1953年11月5日生	1988年7月 有限会社ボア企画代表取締役社長 就任 1990年8月 有限会社ボアミュージック取締役 就任 2000年11月 有限会社Office9代表取締役 社長就任(現任) 2016年10月 有限会社ボアミュージック代表取締 役社長就任(現任) 2023年6月 当社取締役就任(現任)	(注)6	-
常勤監査役	宮下 利明	1953年1月19日生	1976年4月 オールドバー株式会社入社 1999年6月 当社入社 2013年4月 当社執行役員サービス推進本部 葬祭事業部長 2016年6月 当社取締役兼上席執行役員 サービス推進本部葬祭事業部長就任 2019年4月 当社取締役兼上席執行役員 サービス推進本部室内陵墓事業部長 就任 2020年4月 当社取締役兼上席執行役員 社長室長就任 2020年6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)3	-
監査役	野口 和弘	1957年6月6日生	1985年9月 監査法人中央会計事務所入所 1989年3月 公認会計士登録 2000年7月 中央青山監査法人パートナー 2007年7月 新日本監査法人入所 シニアパートナー 2019年7月 野口和弘公認会計士事務所設立 (現任) 2020年6月 当社監査役就任(現任) 2021年6月 ネットワンシステムズ株式会社 社外監査役就任 2022年6月 同社社外取締役就任(現任)	(注)3	-
監査役	武田 和大	1991年11月15日生	2016年9月 司法試験合格 2017年12月 弁護士登録 2017年12月 Amarant Consulting国際法律会計 事務所入所 2019年8月 KEIRETSU・JAPAN株式会社入社(現任) 2020年8月 弁護士法人創・佐藤法律事務所入所 2021年3月 医療法人伊部皮膚科クリニック監事 就任(現任) 2021年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
計					15,800

- (注) 1. 取締役古内耕太郎、瀧上真次、渡邊将志及び勝又夕紀は、社外取締役であります。
2. 監査役野口和弘及び武田和大は、社外監査役であります。
3. 2020年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4. 2021年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 2022年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
6. 2023年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

社外役員 の 状 況

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であります。

社外取締役には主に当社の経営に対して有益な監督、助言を行う役割を期待し、社外監査役には主に当社の経営監視機能を果たす役割を期待しております。

社外取締役古内耕太郎氏は、葬祭業界最大手の元経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、主に葬祭事業の運営に対して専門的な観点から有益な助言や指摘を行うと共に、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定について関与、監督を行っております。

同氏は企業経営者であります、当該企業と当社の間において特別な利害関係はありません。

なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、その他利害関係はございませんが、同氏は、株式会社CEOキッズアカデミーの取締役、株式会社花田工務店の社外取締役及び学校法人茂来学園の監事を兼務しており、各兼職先と当社の間において特別な利害関係はありません。

社外取締役瀧上眞次氏は、長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に対して有益な助言や指摘を行うと共に、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定について関与、監督を行っております。

同氏は、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズのエグゼクティブアドバイザー、タイ・デザイン社の日本代表及び株式会社メディネットの社外監査役であります。

当社は、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズが無限責任組合員として組成するバリュウアップ・ファンド投資事業有限責任組合との間に資本提携契約を締結しており、同社は当社の親会社であります。同社以外の兼職先と当社の間において特別な利害関係はありません。

社外取締役渡邊将志氏は、広報IRや新規事業、新商品の開発等の分野において経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、主に当社事業の新分野について専門的な観点から有益な助言や指摘を行っております。

同氏は企業経営者であります、当該企業と当社の間において特別な利害関係はありません。

なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、その他利害関係はございませんが、同氏は、株式会社エプロの社外取締役及び法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科(MBA)兼任講師を兼務しており、各兼職先と当社の間において特別な利害関係はありません。

社外取締役勝又夕紀氏は、雑誌等の企画プロデュースや文化人マネジメント分野において経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、主に当社事業のマーケティングについて専門的な観点から有益な助言や指摘を行っております。

同氏は企業経営者であります、当該企業と当社の間において特別な利害関係はありません。

社外監査役野口和弘氏は、公認会計士として、会計分野の豊かな経験と高度な専門知識から、主に当社の監査体制の強化や指摘を行っております。

同氏は公認会計士事務所の所長であります、当該公認会計士事務所と当社の間において特別な利害関係はありません。

なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、その他利害関係はございませんが、同氏は、ネットワンシステムズ株式会社の社外取締役を兼務しており、同兼職先と当社の間において特別な利害関係はありません。

また、同氏は、会計専門家としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

社外監査役武田和大氏は、弁護士として、主に法的面において当社のコンプライアンス維持に係る助言や提言を行っております。

同氏は、KEIRETSU・JAPAN株式会社に所属しております、当該企業と当社の間において特別な利害関係はありません。

なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、その他利害関係はございませんが、同氏は、医療法人伊部皮膚科クリニックの監事を兼務しており、同兼職先と当社の間において特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確な定めはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない様、東京証券取引所の「独立性に関する判断基準」等も参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係は、内部監査につきましては、会社における不祥事等のリスクを未然に防止するため、社長直轄の内部監査室を設置しており、2名で構成されております。

業務全般の妥当性や有効性、法令遵守状況等について内部監査を実施し、業務改善に向けた助言、勧告を行っております。

社外取締役は4名、監査役は常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、取締役会に出席し経営全般に対して客観的且つ公正な意見を述べると共に、取締役の業務執行の適法性を監督、監査しております。

監査役と会計監査人は、必要に応じ情報交換や意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名、社外監査役2名、計3名で構成されており、取締役会に出席し経営全般に対して客観的且つ公正な意見を述べると共に、取締役の業務執行の適法性を監督、監査しております。

監査役と会計監査人は、必要に応じ情報交換や意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

なお、常勤監査役宮下利明は、1999年6月に入社後、2016年6月から取締役として葬祭事業部長や堂内陵墓事業部長等を歴任しており、当社業務フローに精通しております。

また、社外監査役野口和弘は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を13回(原則月1回)開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
宮下 利明	13回	13回
野口 和弘	13回	12回
武田 和大	13回	13回

監査役会における具体的な検討内容として、各法令に定める財務諸表等が法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうか、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実の有無、内部統制システムの妥当性、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについての検証、会計監査人の選任、解任及び不再任の決定等が挙げられます。

また、常勤監査役の活動として、代表取締役と定期的な意見交換会を開催しており、加えて内部監査室と連携し、適切な意思疎通並びに効果的な監査業務の執行を図っております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、当社における不祥事等のリスクを未然に防止するため、社長直轄の内部監査室を設置しており、2名で構成されております。業務全般の妥当性や有効性、法令遵守状況等について内部監査を実施し、監査役会や会計監査人とも連携し、問題の有無の調査、業務改善に向けた助言、勧告を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人ハイビスカス

b. 継続監査期間

2年

c. 業務を執行した公認会計士

高橋 克幸
森崎 恒平

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は会計監査人の選任、解任及び不再任等の決定の方針を次のとおりとしております。

会計監査人の選任、解任及び不再任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議する。会計監査人の再任については、監査役会にて決議する。

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合及び監査契約に違反した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうかを監査役会にて検討する。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任することができる。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、様々な要因を含め当社を担当する監査チームの監査の状況を検討した結果、当社の会計監査に対し適切にそして厳格にご対応いただいているものと判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
16,500	-	16,500	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a . を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査役会が、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、妥当であると判断し同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び監査役ごとの報酬限度額を決定しております。

a. 基本方針

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化及び株主の皆様との価値共有を狙いとして設定しており、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額を支給するものとしております。

b. 取締役の報酬等の構成及び決定方法

取締役については、1999年6月24日開催の第33期定時株主総会で年額150,000千円以内と決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で、2021年2月26日開催の取締役会において、中長期の企業価値向上を考慮し、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等は、月例の基本報酬と、半期毎に業績等を考慮して決定する賞与で構成されております。

当該取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容（報酬付与の時期・条件を含む。以下同じ。）の決定について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、その具体的内容の決定に際しては、各取締役の役位、職責、当社業績及び業績への貢献度、目標達成度、在任年数、他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案しております。

また、取締役会は、代表取締役社長による上記決定が適切に行われるよう、各取締役の報酬等の内容について、代表取締役社長及び社外取締役2名から構成される任意の報酬委員会に諮問するものとし、代表取締役社長は、同報酬委員会の答申の内容を最大限尊重し、報酬等の具体的内容を決定しております。

なお、社外取締役及び監査役については、業務執行から独立した立場であるため基本報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。

c. 監査役の報酬等の構成及び決定方法

監査役については、上記のとおり基本報酬のみを支給しております。1995年6月30日開催の第29期定時株主総会で年額50,000千円以内と決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で、監査役の協議を経て支給することとしております。

d. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長杉本卓士に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に任意の報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	66,859	52,167	-	14,691	6
監査役 (社外監査役を除く)	7,800	7,200	-	600	1
社外役員	17,140	16,440	-	700	5

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当事業年度末現在において、純投資目的である投資株式の保有は行わないこと、また、純投資目的以外の目的である投資株式については、当社の持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、業務提携等経営戦略の一環として、事業の円滑な推進を図るために必要と判断する企業の株式を保有することを基本方針としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる監査を受けております。

なお、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人主催のセミナー等に参加して最新の会計基準等の情報を取得しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,133,227	670,051
完成工事未収入金	54,870	40,565
売掛金	114,405	106,912
永代使用権	166,011	157,919
未成工事支出金	170,165	134,348
原材料及び貯蔵品	58,163	54,316
前渡金	965	1,678
前払費用	21,299	24,628
立替金	9,252	8,520
その他	31,257	17,111
貸倒引当金	85	46
流動資産合計	1,759,532	1,216,005
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,492,420	1,499,826
減価償却累計額	948,626	1,011,812
建物(純額)	543,794	488,013
構築物	47,185	47,185
減価償却累計額	44,076	44,506
構築物(純額)	3,108	2,679
機械及び装置	13,355	13,355
減価償却累計額	13,345	13,345
機械及び装置(純額)	10	10
車両運搬具	27,457	27,457
減価償却累計額	27,424	27,457
車両運搬具(純額)	32	0
工具、器具及び備品	130,724	132,074
減価償却累計額	128,468	130,206
工具、器具及び備品(純額)	2,255	1,867
土地	1,822,050	1,822,050
建設仮勘定	1,199	-
有形固定資産合計	2,372,451	2,314,621
無形固定資産		
ソフトウェア	40,919	14,825
電話加入権	21,201	21,201
無形固定資産合計	62,120	36,026

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
投資その他の資産		
出資金	6,130	6,130
長期貸付金	57,727	47,427
差入保証金	4,385,297	4,544,125
長期未収入金	429,438	425,372
長期前払費用	4,780	8,408
保険積立金	234,703	200,965
霊園開発協力金	38,980	-
繰延税金資産	28,767	39,355
その他	83,305	80,398
貸倒引当金	1,439,710	1,494,007
投資その他の資産合計	3,829,420	3,858,175
固定資産合計	6,263,992	6,208,823
繰延資産		
株式交付費	27,178	8,574
開発費	-	6,000
繰延資産合計	27,178	14,574
資産合計	8,050,703	7,439,403
負債の部		
流動負債		
買掛金	98,897	98,610
短期借入金	1,649,631	1,622,266
1年内返済予定の長期借入金	1,128,195	1,157,912
未払金	97,074	56,566
未払費用	77,309	93,415
未払法人税等	50,670	33,848
未払消費税等	67,568	39,088
未成工事受入金	116,335	157,565
預り金	132,533	143,490
賞与引当金	20,297	86,283
リース債務	2,264	2,264
その他	6,462	3,603
流動負債合計	2,604,240	2,909,916
固定負債		
長期借入金	1,126,626	1,098,176
退職給付引当金	207,469	211,019
役員退職慰労引当金	89,601	41,601
リース債務	6,792	4,528
その他	118,691	105,784
固定負債合計	2,549,181	1,461,110
負債合計	5,153,421	4,371,027

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,790,856	1,847,556
資本剰余金		
資本準備金	1,442,096	1,498,796
資本剰余金合計	1,442,096	1,498,796
利益剰余金		
利益準備金	96,139	96,139
その他利益剰余金		
別途積立金	1,260,000	1,260,000
繰越利益剰余金	1,693,504	1,630,339
利益剰余金合計	337,365	274,200
自己株式	2,778	2,790
株主資本合計	2,892,810	3,069,361
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	3,501	1,542
評価・換算差額等合計	3,501	1,542
新株予約権	7,973	556
純資産合計	2,897,282	3,068,376
負債純資産合計	8,050,703	7,439,403

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	2,975,493	3,219,031
売上原価	843,589	1,025,435
売上総利益	2,131,904	2,193,595
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	330,695	375,510
支払手数料	106,308	89,481
役員報酬	80,842	70,824
給料及び手当	635,067	682,375
法定福利費	102,118	122,524
福利厚生費	4,242	8,624
賞与引当金繰入額	29,743	65,986
退職給付費用	24,020	27,756
役員退職慰労引当金繰入額	14,791	15,991
旅費及び交通費	37,212	41,825
交際費	5,513	4,582
通信費	42,929	45,569
消耗品費	20,367	20,956
賃借料	45,169	49,256
貸倒引当金繰入額	2,105	3,867
減価償却費	97,103	92,088
その他	265,987	258,508
販売費及び一般管理費合計	1,844,219	1,975,729
営業利益	287,684	217,866
営業外収益		
受取利息	1,561	1,296
受取配当金	183	183
受取賃貸料	4,816	4,816
受取手数料	6,024	2,401
協賛金収入	7,277	9,037
違約金収入	10	-
その他	5,376	4,816
営業外収益合計	25,249	22,551
営業外費用		
支払利息	86,963	65,631
社債利息	3,489	-
新株発行費	17,876	18,604
貸倒引当金繰入額	222,959	50,390
その他	24,373	22,764
営業外費用合計	355,661	157,390
経常利益又は経常損失()	42,727	83,026

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
特別利益		
新株予約権戻入益	-	5,682
特別利益合計	-	5,682
特別損失		
固定資産売却損	1 31,115	-
固定資産除却損	2 2,437	2 217
特別損失合計	33,552	217
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	76,279	88,491
法人税、住民税及び事業税	32,813	35,914
法人税等調整額	11,465	10,588
法人税等合計	21,347	25,326
当期純利益又は当期純損失()	97,626	63,164

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日		当事業年度 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
永代使用权	1	27,483	8.0	22,017	6.9
材料費		164,846	48.2	128,230	40.4
労務費		15,393	4.5	15,924	5.0
外注費		117,689	34.4	135,076	42.6
経費		16,800	4.9	15,969	5.0
当期総工事費用		342,213	100.0	317,219	100.0
期首未成工事支出金		184,582		170,165	
合計		526,796		487,384	
期末未成工事支出金		170,165		134,348	
当期工事原価		356,631		353,035	
工事取扱手数料他	76,324		69,869		
葬祭事業原価	2	410,633		602,531	
売上原価		843,589		1,025,435	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算であります。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日		当事業年度 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日	
	雑費(千円)	2,417		1,741
旅費交通費(千円)	2,901		3,090	
減価償却費(千円)	408		378	

2. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日		当事業年度 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日	
	商品仕入高(千円)	271,191		404,637
減価償却費(千円)	2,452		2,448	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,650,450	1,301,690	1,301,690	96,139	1,260,000	1,570,236	214,097	2,768	2,735,275
当期変動額									
新株の発行	140,406	140,406	140,406						280,812
剰余金の配当						25,641	25,641		25,641
当期純利益						97,626	97,626		97,626
自己株式の取得								9	9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	140,406	140,406	140,406	-	-	123,267	123,267	9	157,535
当期末残高	1,790,856	1,442,096	1,442,096	96,139	1,260,000	1,693,504	337,365	2,778	2,892,810

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	7,085	7,085	5,682	2,733,872
当期変動額				
新株の発行				280,812
剰余金の配当				25,641
当期純利益				97,626
自己株式の取得				9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,583	3,583	2,291	5,875
当期変動額合計	3,583	3,583	2,291	163,410
当期末残高	3,501	3,501	7,973	2,897,282

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,790,856	1,442,096	1,442,096	96,139	1,260,000	1,693,504	337,365	2,778	2,892,810
当期変動額									
新株の発行	56,699	56,699	56,699						113,398
剰余金の配当									
当期純利益						63,164	63,164		63,164
自己株式の取得								12	12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	56,699	56,699	56,699	-	-	63,164	63,164	12	176,550
当期末残高	1,847,556	1,498,796	1,498,796	96,139	1,260,000	1,630,339	274,200	2,790	3,069,361

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,501	3,501	7,973	2,897,282
当期変動額				
新株の発行				113,398
剰余金の配当				
当期純利益				63,164
自己株式の取得				12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,959	1,959	7,416	5,457
当期変動額合計	1,959	1,959	7,416	171,093
当期末残高	1,542	1,542	556	3,068,376

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	2,999,331	3,327,956
原材料又は商品の仕入れによる支出	764,449	932,389
人件費の支出	943,104	975,486
その他の営業支出	857,587	959,944
小計	434,189	460,136
利息及び配当金の受取額	200	1,237
利息の支払額	91,823	72,229
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	5,705	49,466
営業活動によるキャッシュ・フロー	336,859	339,678
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	18,000	-
定期預金の払戻による収入	221,725	420,227
有形固定資産の取得による支出	17,325	10,116
有形固定資産の売却による収入	220,727	-
無形固定資産の取得による支出	8,299	1,900
出資金の払込による支出	10	-
貸付金の回収による収入	1,800	10,300
霊園開発協力金の支出	182,911	21,272
霊園開発協力金の回収	32,851	7,528
差入保証金の差入による支出	602,919	284,547
差入保証金の回収による収入	178,498	133,411
保険積立金の解約による収入	-	26,894
その他	7,131	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	180,995	280,525
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,153,881	119,336
短期借入金の返済による支出	1,153,396	146,702
長期借入金の返済による支出	756,791	743,732
社債の発行による収入	150,000	-
社債の償還による支出	165,000	-
株式の発行による収入	271,710	111,664
自己株式の取得による支出	9	12
新株予約権の発行による収入	5,568	-
配当金の支払額	25,460	1,549
その他	2,264	2,155
財務活動によるキャッシュ・フロー	521,761	663,151
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	365,896	42,947
現金及び現金同等物の期首残高	1,078,895	712,999
現金及び現金同等物の期末残高	712,999	670,051

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 永代使用権、未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 16～50年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

(4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 株式交付費

3年間で均等償却しております。

(3) 開発費

5年間で均等償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度に係る役員賞与は支給しないため、当事業年度において役員賞与引当金は計上しておりません。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額(簡便法)に基づき計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 霊園開発評価損失引当金

霊園開発投資案件の進捗状況を勘案し、個別に回収可能性を判断し、評価損失見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) お墓事業

お墓事業においては、主に屋外墓地における墓地(永代使用权)の募集代行並びにそれに付随する墓石の製造及び販売、納骨堂における募集代行を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、墓石工事は工事完成時点、納骨堂は販売価格の顧客による全額入金時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、霊園管理業務に係る収益は、霊園の経営主体から受託する霊園維持管理であり、経営主体との業務提携契約に基づいて維持管理を提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間に亘り履行義務を充足するものであり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(2) 葬祭事業

葬祭事業においては、主に葬儀、法要のサービスの提供であり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、葬儀、法要の施行時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

(3) ヘッジ方針

当社内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、且つ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(差入保証金の評価)

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
差入保証金(注)	4,346,456	4,506,493
貸倒引当金	1,252,178	1,305,996

(注)敷金等の非営業保証金を控除しております。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当事業年度の(重要な会計方針)「6.引当金の計上基準(1)貸倒引当金」に記載したとおりであります。

主要な仮定

差入保証金は、販売基数の状況に応じて契約当初に予定していた回収期間の延長が見込まれる場合には回収長期化債権として分類し、個別に評価を行っております。

当該評価にあたっては、過去の販売実績に基づき将来の回収予定額及び回収期間を見積もるとともに、投資時の想定利率等を基礎として算定した割引率を用いて現在価値を算定しております。

回収長期化債権については、上記の仮定に基づき貸倒引当金を算定しております。

翌事業年度の影響

当事業年度においては上記の仮定に基づき差入保証金の評価を行い、貸倒引当金を計上しております。

しかしながら、差入保証金の評価には、景気動向や市場環境の変化、販売進捗の変動による回収期間のさらなる長期化、霊園運営主体の状況や契約条件の変更が回収スケジュールに与える影響などの不確実性が含まれております。

これらの変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降において貸倒引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	28,767	39,355

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来事業計画を基礎とした将来課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

主要な仮定

将来事業計画における主要な仮定は、お墓事業における既存霊園の改造や増設等を考慮した成約件数、葬祭事業における営業活動強化施策を考慮した受注件数及び過去の実績に基づく施行単価であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来事業計画における主要な仮定は、見積りの不確実性を伴うものであり、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1)東京信用金庫、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(タームローン借入金残高15億3千万円、コミットメントライン借入金残高5億円)に係る財務制限条項
下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

通常事項：会社の破産・清算等及び返済を遅延したとき

特記事項：決算数値において

- a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2021年3月期第3四半期末の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。
- b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。
- c. 単体の貸借対照表及び損益計算書に記載される数値により計算される有利子負債E B I T D A倍率の値を20倍以下に出来なかったとき。
有利子負債E B I T D A倍率 = (短期借入金 + 1年以内返済予定の長期借入金 + 1年内償還予定の社債 + 長期借入金 + 社債 + リース債務) ÷ (営業損益 + 減価償却費)

(2)宗教法人威徳寺のシンジケートローン契約(債務保証残高6億9千万円)に係る保証人としての財務制限条項
下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

通常事項：借入人又は保証人の破産・清算等及び返済を遅延したとき

特記事項：保証人の決算数値において

- a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2014年3月期末日の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。
- b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。

(貸借対照表関係)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
現金及び預金	420,227千円	- 千円
建物	455,390	397,240
土地	1,574,469	1,574,469
計	2,450,087	1,971,710

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期借入金	500,000千円	500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	928,525	1,021,961
長期借入金	1,593,406	641,062
計	3,021,931	2,163,023

2. 保証債務

次の法人の借入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
宗教法人威徳寺(金融機関等からの借入に 対する保証)	1,122,464千円	690,293千円
計	1,122,464	690,293

(損益計算書関係)

1. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
土地	31,115	-
計	31,115	-

2. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物	2,015千円	0千円
構築物	11	-
機械及び装置	132	-
車両運搬具	0	-
工具、器具及び備品	277	217
計	2,437	217

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2. 3.	2,566	12,147	-	14,713
合計	2,566	12,147	-	14,713
自己株式				
普通株式 (注) 1. 4. 5.	1	7	-	9
合計	1	7	-	9

- (注) 1. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式総数の増加10,264千株は、株式分割によるものであります。
3. 普通株式の発行済株式総数の増加1,883千株は、新株予約権の行使によるものであります。
4. 普通株式の自己株式の株式数の増加7千株は、株式分割によるものであります。
5. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第1回新株予約権 (注) 1. 2.	普通株式	2,841,000	-	-	2,841,000	5,682
	第2回新株予約権 (注) 3. 4.	普通株式	-	3,200,000	1,883,000	1,317,000	2,291
	合計	-	2,841,000	3,200,000	1,883,000	4,158,000	7,973

- (注) 1. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。
2. 新株予約権の目的となる株式の数の当事業年度期首2,272,800株の増加は、株式分割によるものであります。
3. 第2回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
4. 第2回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	25	利益剰余金	10	2021年3月31日	2021年6月29日

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1.	14,713	997	-	15,710
合計	14,713	997	-	15,710
自己株式				
普通株式（注）2.	9	0	-	9
合計	9	0	-	9

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加997千株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第1回新株予約権 （注）1.	普通株式	2,841,000	-	2,841,000	-	-
	第2回新株予約権 （注）2.	普通株式	1,317,000	-	997,000	320,000	556
	合計	-	4,158,000	-	3,838,000	320,000	556

（注）1. 第1回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使期間満了によるものであります。

2. 第2回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
現金及び預金勘定	1,133,227千円	670,051千円
預入期間が3か月を超える定期預金等	420,228	-
現金及び現金同等物	712,999	670,051

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、葬祭事業における建物附属設備であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、取引先や宗教法人等に対し長期貸付を行っております。差入保証金は、霊園の募集及び墓石工事施工権利の確保を目的として霊園経営主体に差入れております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に事業投資及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、「重要な会計方針「8. ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び経理規程に従い、営業債権及び長期貸付金については、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日、回収状況及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは殆んど無いと認識しております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。また、資金担当者は、四半期毎にデリバティブ取引の有効性を示す資料を担当役員に対して報告しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期貸付金	57,727		
貸倒引当金(*2)	2,002		
	55,725	55,725	-
(2) 差入保証金(*3)	4,346,456		
貸倒引当金(*2)	1,252,178		
	3,094,278	3,048,647	45,631
(3) 長期未収入金	429,438		
貸倒引当金(*2)	181,475		
	247,963	247,963	-
資産計	3,397,966	3,352,335	45,631
長期借入金(*4)	3,411,821	3,407,004	4,817
負債計	3,411,821	3,407,004	4,817
デリバティブ取引(*5)	(3,501)	(3,501)	-

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであること、「短期借入金」についても、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)長期貸付金、差入保証金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)差入保証金については、敷金等の非営業保証金を控除しております。

(*4)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金(1,285,195千円)を含んでおります。

(*5)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(*6)出資金(6,130千円)については、市場価額がないため、上記表に含めておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期貸付金	47,427		
貸倒引当金(*2)	2,002		
	45,425	45,425	-
(2) 差入保証金(*3)	4,506,493		
貸倒引当金(*2)	1,305,996		
	3,200,497	3,166,091	34,406
(3) 長期未収入金	425,372		
貸倒引当金(*2)	181,869		
	243,502	243,502	-
資産計	3,489,424	3,455,019	34,406
長期借入金(*4)	2,671,089	2,667,738	3,350
負債計	2,671,089	2,667,738	3,350
デリバティブ取引(*5)	(1,542)	(1,542)	-

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであること、「短期借入金」についても、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)長期貸付金、差入保証金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)差入保証金については、敷金等の非営業保証金を控除しております。

(*4)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金(1,572,912千円)を含んでおります。

(*5)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(*6)出資金(6,130千円)については、市場価額がないため、上記表に含めておりません。

(注)1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,124,445	-	-	-
長期貸付金	7,800	31,200	16,725	2,002
差入保証金	268,872	520,785	121,201	3,435,596
長期未収入金	-	777	-	428,661
合計	1,401,118	552,763	137,926	3,866,260

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	656,392	-	-	-
長期貸付金	7,800	22,700	14,925	2,002
差入保証金	201,047	421,823	340,350	3,543,271
長期未収入金	-	1,426	-	423,945
合計	865,240	445,949	355,275	3,969,220

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

2. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	649,631	-	-	-	-	-
長期借入金	1,285,195	772,504	657,504	457,058	64,260	175,300
合計	1,934,826	772,504	657,504	457,058	64,260	175,300

当事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	622,266	-	-	-	-	-
長期借入金	1,572,912	606,816	235,988	79,609	57,080	118,681
合計	2,195,178	606,816	235,988	79,609	57,080	118,681

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
金利関連	-	3,501	-	3,501
資産計	-	3,501	-	3,501

当事業年度(2023年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
金利関連	-	1,542	-	1,542
資産計	-	1,542	-	1,542

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	55,725	-	55,725
差入保証金	-	3,048,647	-	3,048,647
長期未収入金	-	247,963	-	247,963
資産計	-	3,352,335	-	3,352,335
長期借入金	-	3,407,004	-	3,407,004
負債計	-	3,407,004	-	3,407,004

当事業年度(2023年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	45,425	-	45,425
差入保証金	-	3,166,091	-	3,166,091
長期未収入金	-	243,502	-	243,502
資産計	-	3,455,019	-	3,455,019
長期借入金	-	2,667,738	-	2,667,738
負債計	-	2,667,738	-	2,667,738

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金、差入保証金及び長期未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、元利金の合計額を同様の新規貸付若しくは与信供与を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連
前事業年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定 支払	長期借入金	198,900	120,220	3,501

当事業年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定 支払	長期借入金	120,220	51,540	1,542

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しており、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	252,141千円	207,469千円
退職給付費用	25,670	28,126
退職給付の支払額	70,342	24,576
退職給付引当金の期末残高	207,469	211,019

(2) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
退職給付に係る負債	207,469千円	211,019千円
貸借対照表に計上された退職給付引当金	207,469	211,019

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度25,670千円 当事業年度28,126千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	6,377千円	5,070千円
貸倒引当金	439,598	456,212
税務上の繰越欠損金(注)	64,958	39,535
退職給付引当金	63,527	64,614
役員退職慰労引当金	27,435	12,738
貸倒損失	162	162
賞与引当金	6,214	26,420
霊園開発評価損失引当金	256,687	256,687
その他	119,667	119,004
繰延税金資産小計	984,629	980,445
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	54,013	39,076
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	901,849	902,013
評価性引当額小計	955,862	941,089
繰延税金資産合計	28,767	39,355
繰延税金資産の純額	28,767	39,355

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	10,945	-	-	-	-	54,013	64,958
評価性引当額	-	-	-	-	-	54,013	54,013
繰延税金資産	10,945	-	-	-	-	-	10,945

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	459	-	-	-	-	39,076	39,535
評価性引当額	-	-	-	-	-	39,076	39,076
繰延税金資産	459	-	-	-	-	-	459

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	-	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	3.0
住民税均等割等	-	14.4
評価性引当額	-	8.9
その他	-	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	40.1

(注) 前事業年度の内訳につきましては、税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	
墓石工事	1,033,300	17,711	-	1,051,011
霊園管理費	93,010	40,000	-	133,010
募集手数料	28,968	156,668	-	185,637
納骨手数料	34,380	3,840	-	38,220
葬儀、法要	-	-	1,425,905	1,425,905
その他	92,558	8,143	41,006	141,707
顧客との契約から生じる収益	1,282,218	226,362	1,466,911	2,975,493
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,282,218	226,362	1,466,911	2,975,493

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	
墓石工事	988,980	19,361	-	1,008,342
霊園管理費	94,881	40,040	-	134,922
募集手数料	23,440	159,061	-	182,501
納骨手数料	35,319	4,430	-	39,749
葬儀、法要	-	-	1,715,864	1,715,864
その他	82,311	8,180	47,158	137,650
顧客との契約から生じる収益	1,224,933	231,074	1,763,023	3,219,031
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,224,933	231,074	1,763,023	3,219,031

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

お墓事業

お墓事業においては、主に屋外墓地における墓地(永代使用权)の募集代行並びにそれに付随する墓石の製造及び販売、納骨堂における募集代行を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、墓石工事は工事完成時点、納骨堂は販売価格の顧客による全額入金時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、霊園管理業務に係る収益は、霊園の経営主体から受託する霊園維持管理であり、経営主体との業務提携契約に基づいて維持管理を提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間に亘り履行義務を充足するものであり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

葬祭事業

葬祭事業においては、主に葬儀、法要のサービスの提供であり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、葬儀、法要の施行時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末に

おいて存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	135,555千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	169,275千円
契約負債(期首残高)	122,945千円
契約負債(期末残高)	116,335千円

残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	169,275千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	147,477千円
契約負債(期首残高)	116,335千円
契約負債(期末残高)	157,565千円

残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に製品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「お墓事業(屋外墓地)」、「お墓事業(納骨堂)」及び「葬祭事業」の3つを報告セグメントとしております。

「お墓事業(屋外墓地)」は、屋外の墓地・墓石の募集販売、施工及び霊園管理業務を受託しております。

「お墓事業(納骨堂)」は、納骨堂の募集及び納骨堂管理業務を受託しております。

「葬祭事業」は、葬儀施行及び仏壇仏具販売をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益又は損失()は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	損益計算書 計上額 (注)2
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,282,218	226,362	1,466,911	2,975,493	-	2,975,493
セグメント利益又は損失()	422,752	59,206	517,422	880,969	593,285	287,684
その他の項目						
減価償却費	6,701	5,610	61,021	73,334	23,768	97,103

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 593,285千円には、各報告セグメントに配賦していない全社費用を計上しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産については、各報告セグメントへの配分を行っていないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	損益計算書 計上額 (注)2
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,224,933	231,074	1,763,023	3,219,031	-	3,219,031
セグメント利益又は損失()	320,981	80,215	601,030	841,796	623,930	217,866
その他の項目						
減価償却費	7,075	4,484	61,888	73,448	18,639	92,088

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 623,930千円には、各報告セグメントに配賦していない全社費用を計上しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産については、各報告セグメントへの配分を行っていないため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
宗教法人興安寺	151,094	お墓事業（納骨堂）

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
宗教法人興安寺	144,938	お墓事業（納骨堂）

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

重要性のある取引がないため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

バリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合

無限責任組合員 株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
1株当たり純資産額	197.04円	195.43円
1株当たり当期純利益	7.20円	4.15円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	4.15円

（注）1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

（注）2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	97,626	63,164
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	97,626	63,164
普通株式の期中平均株式数（千株）	13,551	15,195
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（千株）	12,147	17
（うち新株予約権（千株））	（1,883）	（17）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(固定資産の譲渡)

当社は、2023年5月30日開催の取締役会において、当社が保有する固定資産を譲渡することを決議し、2023年6月14日に売却いたしました。

(1)譲渡の理由

経営資源の有効活用及び財務体質の強化を図るため、当社が所有する固定資産を譲渡いたしました。

(2)譲渡資産の内容

資産の名称、所在地	土地	建物	現況
東俣野土地 神奈川県横浜市戸塚区東俣野町	6,839.08㎡	-	遊休資産

譲渡価額等につきましては、公表を差し控えることといたしますが、市場価格を反映した適正な価格での譲渡であります。

(3)譲渡先の概要

譲渡先は、国内法人1社であります。譲渡先の意向により非開示といたします。

なお、当社と譲渡先の間には、資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者として特記すべき事項はありません。

(4)譲渡の日程

取締役会決議日 2023年5月30日

売買契約締結日 2023年6月14日

物件引渡日 2023年6月14日

(5)当該事象の損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡に伴い、譲渡に係る諸費用等を控除した固定資産売却益約151百万円(概算)を、第58期第1四半期に特別利益として計上する予定であります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	1,492,420	9,500	2,094	1,499,826	1,011,812	65,280	488,013
構築物	47,185	-	-	47,185	44,506	429	2,679
機械及び装置	13,355	-	-	13,355	13,345	-	10
車両運搬具	27,457	-	-	27,457	27,457	32	0
工具、器具及び備品	130,724	1,706	356	132,074	130,206	1,877	1,867
土地	1,822,050	-	-	1,822,050	-	-	1,822,050
建設仮勘定	1,199	-	1,199	-	-	-	-
有形固定資産合計	3,534,392	11,206	3,650	3,541,949	1,227,327	67,620	2,314,621
無形固定資産							
ソフトウェア	840,808	1,900	700	842,008	827,183	27,294	14,825
電話加入権	21,201	-	-	21,201	-	-	21,201
無形固定資産合計	862,009	1,900	700	863,209	827,183	27,294	36,026
長期前払費用	12,318	7,541	6,479	13,380	4,971	3,912	8,408
繰延資産							
株式交付費	52,900	-	-	52,900	44,326	18,604	8,574
開発費	-	7,500	-	7,500	1,500	1,500	6,000
繰延資産合計	52,900	7,500	-	60,400	45,826	20,104	14,574

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	649,631	622,266	1.47	
1年以内に返済予定の長期借入金	1,285,195	1,572,912	1.95	
1年以内に返済予定のリース債務	2,264	2,264	-	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,126,626	1,098,176	1.91	2024年～2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	6,792	4,528	-	2024年～2026年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	4,070,509	3,300,147	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	606,816	235,988	79,609	57,080
リース債務	2,264	2,264	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,439,796	1,494,054	-	1,439,796	1,494,054
賞与引当金	20,297	86,283	20,297	-	86,283
役員退職慰労引当金	89,601	15,991	63,991	-	41,601

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、洗替方式による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(1) 資産の部

A 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	13,659
預金の種類	
当座預金	510,322
普通預金	107,039
その他	39,031
計	656,392
合計	670,051

B 完成工事未収入金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客	40,565
合計	40,565

(b) 完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
54,870	1,137,364	1,151,668	40,565	96.6	15.3

C 売掛金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
宗教法人威徳寺	3,319
宗教法人興安寺	23,616
宗教法人大生寺	6,705
一般顧客他	73,270
合計	106,912

(b) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
114,405	2,778,527	2,786,020	106,912	96.3	14.5

D 永代使用权

霊園名	所在地	金額(千円)
法浄霊園	大阪府八尾市	79,339
エターナルガーデン東山	京都府京都市	62,334
多摩聖地霊園	東京都西多摩郡	8,264
その他		7,981
合計		157,919

E 未成工事支出金

霊園名	金額(千円)
多摩聖地霊園	44,214
八千代悠久の郷霊園	21,143
横浜三保浄苑	13,597
その他	55,393
合計	134,348

(注) 当社が仕入れた若しくは在庫としている永代使用权は、墓地(永代使用权)の販売契約(受注)時に未成工事支出金に振替えております。なお、上記合計額のうち永代使用权分は22,993千円であります。

F 原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
石材	16,370
仏壇・仏具	7,731
葬儀用消耗品	14,184
広告宣伝物	5,261
副資材	2,935
その他	7,832
合計	54,316

G 差入保証金

区分	金額(千円)
営業保証金	4,506,493
その他	37,631
合計	4,544,125

H 長期未収入金

地域別	金額(千円)
関東地区	393,042
その他	32,330
合計	425,372

I 保険積立金

区分	金額(千円)
日本生命保険相互会社	200,965
合計	200,965

(2) 負債の部
買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社フレシード	14,708
株式会社いなば園	5,958
四国石材工業株式会社	5,607
その他	72,335
合計	98,610

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	656,736	1,483,920	2,282,868	3,219,031
税引前当期純利益又は 税引前四半期純損失()(千円)	108,668	108,977	8,459	88,491
当期純利益又は 四半期純損失()(千円)	114,365	111,731	1,370	63,164
1株当たり当期純利益又は 1株当たり四半期純損失()(円)	7.77	7.53	0.09	4.15

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()(円)	7.77	0.17	7.52	4.06

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。https://www.nichiryoku.co.jp
株主に対する特典	墓石工事代金・モダン仏壇代金10%割引。会員組織「さくら倶楽部」会員価格での葬儀施行。堂内陵墓代金3万円分の優待。12,000円(税別)相当の「ラステル」安置料金1泊分無料。

(注) 1. 当社の株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第56期) (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月27日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2022年6月27日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

(第57期第1四半期) (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月12日関東財務局長に提出

(第57期第2四半期) (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月11日関東財務局長に提出

(第57期第3四半期) (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月10日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

2022年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

(5)有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2022年8月24日関東財務局長に提出

事業年度(第56期) (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月25日

株式会社ニチリョク

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

北海道札幌市

指 定 社 員 公認会計士 堀 俊介
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 北村 ルミ子
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニチリョクの2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチリョクの2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

宗教法人等に対する差入保証金の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ニチリョク（以下、「会社」という。）は、2023年3月末日現在において、貸借対照表に宗教法人等に対する差入保証金4,506,493千円を計上しており、当該債権に対して1,305,996千円の貸倒引当金を計上している。</p> <p>会社は、宗教法人等と販売業務提携契約を締結の上、永代使用权の販売を受託している。差入保証金は、お墓事業において、霊園開発の主体となる宗教法人等に対して永代使用权の販売権取得のために差し入れたものである。</p> <p>注記事項「（重要な会計上の見積り）差入保証金の評価」に記載されているとおり、会社は、当該差入保証金の回収可能性を判断するにあたり、販売状況の推移に応じて契約当初に予定していた回収期間の延長が見込まれる場合には回収長期化債権として分類し、販売見込みに基づく将来キャッシュ・フローを個別に見積り、貸倒引当金を計上している。</p> <p>当該差入保証金は、宗教法人等との販売業務提携契約に基づき、会社が永代使用权を販売することで得られる代金を回収原資としている。このため、当該差入保証金の回収可能性の判断にあたっては、将来の販売数量及び販売時期を見積もる必要があり、当該見積りには経営者による主観的な判断に基づいた重要な仮定が含まれる。また、これらの見積りは、経済環境の変化や業況変動の影響を受けやすく不確実性が高い。</p> <p>当監査法人は、当該差入保証金の財務諸表における金額的重要性及び評価に対する経営者による判断の主観性・不確実性等を考慮し、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、宗教法人等に対する差入保証金の評価の妥当性を検討するため、主として以下の手続を実施した。</p> <p>（１） 内部統制の評価 貸倒引当金の算定の基礎となる霊園の分類に係る以下の内部統制の有効性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各霊園・納骨堂の差入保証金の回収状況のモニタリング ・霊園・納骨堂分類の妥当性に関する承認プロセス <p>（２） 経営者による見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸倒引当金算定方法の妥当性を評価するため、経営者等への質問、外部の専門家への問合せを実施した。 ・霊園・納骨堂の分類の妥当性について、宗教法人等との契約内容の変更状況及び過去の販売実績の趨勢に基づいて検討した。 ・将来キャッシュ・フローの見積りに使用された主要な仮定である将来販売見込み数量や販売時期の合理性を検討するため、経営者等に質問を実施した。 ・将来販売見込み数量の見積りに用いた過去の販売実績のデータが過年度の財務情報と整合することを確かめた。 ・貸倒引当金の計上額が上記の仮定に基づき正確に行われていることを確かめるため、貸倒引当金算定の再計算を実施した。 <p>（３） 回収可能性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教法人等との業務提携契約書を閲覧し、差入保証金の回収原資の検討を行った。 ・回収が長期化している霊園・納骨堂のうち、重要性が高い霊園・納骨堂については、現在の販売状況及び周辺環境の変化の有無について確認するため、対象霊園・納骨堂の現場視察及びその経営主体である宗教法人の経営者等への質問を実施した。 ・宗教法人の経営状態の著しい悪化等、販売を受託している永代使用权について販売の困難な状況が生じていないことを確かめるため、宗教法人の経営者等への質問を実施した。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して2023年6月29日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の訂正後の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されてい

る場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。